

速記録

第2回 吉野川流域住民の意見を聴く会 (下流域)

日 時 平成19年1月21日 (日)
午後 1時 0分 開会
午後 6時 0分 閉会
場 所 徳島県建設センター
7階 大会議室

[午後 1時 0分 開会]

1. 開会

○司会

定刻となりましたので、ただいまから第2回吉野川流域住民の意見を聴く会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、国土交通省徳島河川国道事務所副所長の眞鍋です。どうぞよろしくお願いいたします。

1点お願いがございます。おたばこについてですが、館内は禁煙となっております。喫煙場所は6階エレベーター前となっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず会議に先立ちまして、配布資料のご確認をお願いいたします。配付資料の1枚目に配付資料一覧表がございます。ここに記載の配付資料を配付いたしておりますので、ご確認ください。不足がございましたら、お近くの係員までお申しつけください。

次に参加者の皆様にごお願いがございます。本会議の参加にあたりましては、配付資料の中に資料2「「吉野川流域住民の意見を聴く会」グラウンド・ルール」という資料がございます。この4ページをおあげください。中ほどに「4. 1参加者」という項目がございますので、一度お目を通していただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては会議終了後ホームページに公開する予定です。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事進行表に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず初めに、開会にあたりまして、国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷がごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

○河川管理者

皆さん、こんにちは。四国地方整備局河川部河川調査官の大谷でございます。第2回の吉野川流域住民の意見を聴く会ということで、この会の開催にあたりましてごあいさつさせていただきます。

既に皆さん御存じのように、吉野川の河川整備計画の決定に向けまして、昨年6月23

日に吉野川水系河川整備計画【素案】を発表させていただき、この素案に対して丁寧に幅広く、かつ公平に流域の多くの方々からご意見をいただくため、吉野川学識者会議、それから吉野川流域市町村長の意見を聴く会、そしてこの吉野川流域住民の意見を聴く会と、これも各会場に分かれまして、6月の末から9月の末にかけて11回開催させていただきました。

また、この間を通じまして、パブリックコメント、はがきとかインターネット等で皆様方のご意見を送っていただきました。そして、これらのさまざまな機会を通じまして、約800件を超える非常に数多くの、また貴重なご意見をいただきました。この皆様からいただいたご意見をもとに素案を修正させていただき、吉野川水系河川整備計画【修正素案】を作成しました。これにつきましては、昨年12月18日に、この修正素案と、またあわせまして、ご意見・ご質問に対する四国地方整備局の考え方ということでとりまとめ、公表させていただいております。

また、そのときに、今後の意見の募集方法とか、またこういう流域住民の意見を聴く会等の開催予定について具体的に公表したところです。

吉野川水系河川整備計画の策定にあたりましては、今後はこの修正素案をもとにしまして、さらに質疑応答や意見交換を通じて再度ご意見をいただき、その意見をベースに素案を修正するという過程を繰り返し繰り返し実施していくというふうに考えております。

一方、吉野川の流域といいますと、平成16年、平成17年と立て続けに大きな出水とか濁水等の被害を受けておまして、流域にお住まいの皆様方初め多くの方々の生活等に多大な影響を及ぼしております。今後、早期に吉野川水系河川整備計画を策定いたしまして、必要な河川整備を着実に実施していきたいと、このように考えております。

本日は、この吉野川水系河川整備計画【修正素案】につきまして、流域にお住まいの皆様方からそれぞれの立場での河川整備に対する具体的なお意見をお伺いしたいと思います。

以上、簡単ではございますけども、開会にあたりまして私の方からのあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

3. 議事 (1)

「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行について

○司会

ありがとうございました。

次に、第2回吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明させていただきます。今回開催する吉野川流域住民の意見を聴く会におきましても、前回と同様に公平で中立な立場から議事を進行する目的で、会議の進行役を特定非営利活動法人コモンズにお願いしております。このような立場の方はファシリテータと呼ばれ、近年、このような会議の進行役として多く導入されるようになってきております。

それでは、ファシリテータを引き受けてくださいましたコモンズの代表理事である喜多さんより、吉野川流域住民の意見を聴く会の進行についてご説明をいただきたいと思ひます。

それでは、喜多さん、よろしくお願ひいたします。

○ファシリテータ

皆さん、こんにちは。今、ご紹介いただきました、NPO法人コモンズの喜多でございます。

この会の進行についてということなのですが、ファシリテータという役割について少しご説明しておきたいと思ひます。グラウンド・ルールの方でファシリテータの役割について、この会を円滑に進行・促進するというこゝで、円滑な進行・促進というのは、お集まりいただいている皆さん方と会を開いている国土交通省との間でいろんな意見交換をしていただくわけですけれども、その意見交換の中で双方にそごがないように、そのための促進をするということ。それと、この会につきましては、先ほどご紹介いただきましたグラウンド・ルールに基づく進行ということになっていますので、このルールに仮に逸脱するようなことがございましたら、こちらの方から注意を差し上げて、会議の円滑な進行にご協力をいただきたいということでございます。

私どものNPOにつきましては、こちらの「コモンズについて」という書類並びにその次ページに、この会のスタンスについてということ、この会の進行に関する私どもの考え方等についてお示ししておりますので、ご一読いただければと思ひます。

それから、グラウンド・ルールにも示されておりますように、匿名による意見表明ということがございます。これは、参加者の皆様方で、どうしてもこの整備計画等について意見は言いたい、けれどもお名前とか居住地等の個人情報については伏せておきたいというようなお立場の方もいらっしゃるかもしれませんので、そういった方については匿名で、私どものNPO経由で、事務局である国土交通省の方にご意見をお伝えするという役割を担っております。それについては、こういう「匿名による意見表明について」という書類

をご用意しております。これにありますように、郵送、ファックスあるいはインターネットのホームページでも結構ですので、そこにご意見、あるいは後ほどご確認させていただくこともございますので、お名前、電話番号等を私どもの方にお知らせしていただいた上で意見表明していただければ、お名前とか住所等の個人情報はお伏せした上でお伝えするというふうにしております。こちらの方も必要に応じてご利用していただければと思います。

以上で、進行について、簡単ではございますけれども説明を終わります。

○司会

喜多さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここからの議事はファシリテータにお願いいたします。本日のファシリテータは、コモンズのメンバーである澤田さんが務めていただけるとお伺いしております。

それでは、澤田さん、よろしくをお願いいたします。

○ファシリテータ

失礼いたします。コモンズの澤田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、皆さんのお手元の資料、幾つかありますが、そのうちに議事進行表がございます。ちょっとお目を通してください。

まず、今日の進行の方をご確認いたしたいと思いますが、一応この会は13時から17時までになっております。ただし、事前にホームページ等々で主催者側からご連絡がありましたように、最大1時間の延長を予定しております。ですから、最大は18時までを今、延長しておりますので、意見が多かった場合はご了承いただきたいというふうに思います。

それからこの後の進行ですが、おおむね今から1時間、皆さんのお手元にある資料の説明を事務局の方からいただこうと思います。その後、10分間程度休憩をとります。その後、こちらの議事(3)、議事(4)ですが、質疑応答、意見交換というふうなものを、時間、一応5時あるいは6時というふうなことで予定をしております。

それからもう1つ、皆さんの方に青いホッチキスどめがございます。これはコモンズの方が作成させていただいた資料でございます。このホッチキスどめの一番後ろをごらんになってください。青い紙の一番後ろですね。こちらには、今日の進行のルールということで、進行の方のコモンズの方が作成いたしました。当初から実は最大1時間の時間延長を予定しておりますので、17時から18時ぐらいの間に終わりたいというふうに思います。

それから質疑応答につきましては、いろいろ意見がございますので、こういった順番、

①から⑥の順番で今計画をしてございます。

それでは、早速ですが、事務局の方から議事（2）に入りますが、吉野川水系河川整備計画策定の流れ並びに主な意見について、修正素案についてご説明いただきたいと思いません。どうぞよろしくお願いたします。

4. 議事（2）

- 1) 吉野川水系河川整備計画策定の流れ
- 2) 第1回吉野川流域住民の意見を聴く会の主な意見について
- 3) 吉野川水系河川整備計画【修正素案】について

○河川管理者

どうも皆さんこんにちは。徳島河川国道事務所河川担当の副所長をしております山地でございます。今日は、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、私の方から、今紹介がございましたようにご説明をさせていただきたいと思えます。前の方にスクリーンが3つございますので、近くのスクリーンで、見やすいところでごらんになっていただければと思えます。ちょっと字が小さくて見にくい場合もございいますが、前の方の席があいてございますので、どうぞ前の方でごらんになって結構でございます。

それでは、始めさせていただきます。

まず初めに、策定の流れの説明の前にもう一度簡単に、河川整備基本方針と、それから河川整備計画、これの特徴についてご説明をしておきます。まず河川整備基本方針でございますけれども、河川整備基本方針につきましては、長期的な視点に立ちまして基本的な方針を記述しておるということでございまして、ここには個別事業など具体の河川整備の内容は定めておりませんが、いわゆる整備の考え方といったところをまとめているものでございまして、今皆様にご意見を伺っているのは、この下の方の河川整備計画ということでございまして。これは、下の絵を見ていただきますと、河川整備基本方針というのが、この横の方にずっと、時間軸といえますか、時間をとっておりますけれども、こういう長い期間、河川整備基本方針でやっていくわけですが、その中で河川整備基本方針はおおむね、今回の場合ですと、この濃い青い部分ですね、30年間の間にある河川整備の個別の事業につきまして具体的に河川整備の中身を記述していこうといったものでございます。

これが皆さんのお手元の資料にも1枚はめてございますけれども、河川整備計画の策定

の流れということでございます。少し、先ほど調査官の方からあいさつがありましたが、もう一度ご説明いたしますと、一番左の方が、これは第1回目に去年やったわけでございますけれども、ここではまず、たたき台となります素案、これをつくりましてご説明をさせていただきます。そして、第1回目では特に皆さんからのご意見を、どんなご意見があるかということで、幅広いご意見をお聴きすることを中心にやってきました。

その後、ちょっと細長い四角でございますけれども、いただいた貴重なご意見につきまして、そのまま11月24日に公表したところでございます。またその後、問題点の明確化や、あるいは論点の整理をするということで、そういったところも結果を公表して意見の共有を図らせていただいております。その上で整備局の考え方を示して、今回、これは2回目、ちょうど真ん中のこの大きい四角でございますけれども、今回はそれに対しまして質疑応答や、あるいは意見交換をしていきたいというふうに考えてございます。なかなかこの場でお答えできないこともあると思いますけれども、その場合は再度お考え方を整理いたしまして次回にお答えしたいというふうに思います。このようにご意見をお聴きして、そして素案を修正するといった形で何回も繰り返していきまして、今回は2回目でございますけれども、3回以降もそういった形で繰り返して行いまして、皆様方の意見を十分に反映できるようにしていきたいというふうに思っております。

それから、ご意見のとりまとめ方法を少しここでご説明しておきます。先ほどから出ておりますように、昨年の6月23日に素案を公表させていただきました。そして、皆様からご意見をいただくために、学識者会議であるとか、こういう会場ですね、この会場もそうでございますけれども、住民の方あるいは市町村長の方々からそれぞれ聴く会を設けまして、計11回ご意見を聴いてきたところでございます。また、これらの会に参加できなかった方々も当然おるわけでございますが、そういった方々のためには、ここの真ん中にありますように、ファックスとかはがきとか、あるいはインターネットという形で意見の募集を行っております。

その結果、819件のご意見をいただいております。誠にありがとうございました。いただいたご意見の中には、無堤地区の解消の話であるとか、あるいは環境目標値の設定の話、あるいは仕組みの話など、貴重なご意見をいただいております。そして、その後公表と、先ほど申しましたように公表したわけでございますけれども、またその意見についてでございますけれども、一応たくさんこっちの方で出ました意見を、治水・利水・環境といった各分野のテーマごとに意見を集約いたしました。その時点で138の項目にまとめてござ

います。

そして、各テーマごとに対する四国地方整備局の考え方、それに基づく修正箇所を一覧表にしたものが、今日もお配りしておりますが、一番この右の写真にありますように、ご意見・ご質問に対する四国地方整備局の考え方というものでございます。それからもう1つは、素案そのものを修正したものでございます。これは下の写真でございます。これも今日、分厚い資料でございますけれども、お手元に配付させていただいているところでございます。

この絵は、考え方という分厚い資料の方の内容を少し写しておりますけれども、これについてももう少し具体的に、とりまとめ方法と、それからこの資料の見方につきましてご説明をさせていただきます。左から2つ目の欄がございます。これはまず意見及び質問欄ということになっておりまして、これは速記録とか、あるいはパブリックコメントといった、いただいた文章の中から、ご質問とか、あるいは意見に相当する部分、これを抽出いたしまして要約して記載をしております。ですから、先ほど言いましたように、この欄の数が819あったということでございます。

それから、一番左の欄、テーマ／意見要旨の欄というのがございます。この欄が、いただいた819のご意見に対しまして、先ほど言いましたようにテーマごとに集約しましてまとめたものでございます。これが138ございます。次に右から2つ目の欄ですけども、ちょうど真ん中あたりでございますが、これが四国地方整備局の考え方の欄ということでございまして、この一番左の作成したテーマに対しまして整備局の考え方をお示しして、反映できないものにつきましては、ここに意見についての理由を記載しております。また反映できるものにつきましては、一番右の欄ですね、この欄ですけども、一番右の欄に修正内容等を記載させていただいているところでございます。

そして、その一番右の欄の見方でございますけれども、一応素案を修正したという部分につきましては、この太い字とか、それとか消す分もございますので、こういうふうに見え消しで消してございます。それと、ご質問があったのだけれども既に書かれているという部分につきましては、文章の下にこういうふうの下線を引っ張っております。そういう見方をしていただければ結構だと思います。

あと整備計画に関するいろいろ資料も見たいというご意見も以前ございました。そういった関係もございまして少し紹介させていただきますけれども、整備計画や、あるいはご意見、ご質問に対する考え方、あるいはニューズレターと、こういった上の写真の方で

ございますが、そういった部分につきましては、関係機関あるいは各市町村の窓口でも閲覧できるようになっておりますし、ホームページでもごらんになれますので、見たい方はどうぞよろしく願いいたします。

また、いただいたご意見、ご質問につきましては、今日この会場のような形でまた2回目のご説明会をさせていただいておるわけでございますけれども、それ以外に整備計画に関係する資料や、あるいは河道の検討といった詳しいデータといたしましうか、そういったものにつきましては、徳島河川国道事務所の1階に吉野川情報室というのがございますので、その中で閲覧が可能になっておりますので、ご活用をいただきたいというふうに思っています。

はい、次行きましょう。それでは、そういったことが策定の流れでございまして、これから、ここでは、前回この会場で出ましたご意見の中から代表的なご意見といたしますか、全部をここでご説明すると長くなりますので、中心に代表的なご意見に対してご説明をしていきたいというふうに考えております。

まず、1つ目に出ておりますけれども、ここにありますように一番右の上に「共通 - 1」と、こうやって書いてあります。先ほどテーマごとに138に分けたということを言いましたけれども、これが分けたテーマの番号でございまして、テーマの中身は、この1つ目でございますが、「地球温暖化に対する方策について」という題名をつけさせていただいております。皆様の、考え方の資料の初めの方をめくっていただきますと、そういう一覧表というか目次的なものがついてございます。ここから説明に入らせていただきます。具体的なお意見でございますけれども、温暖化による異常気象は計画の中に含むのかというようなご意見がございました。

これにつきましては、地球温暖化に伴う影響量につきましては、気候変動に関する政府間パネルといったような研究成果とか、あるいは国土交通省白書といったものもございます。ながら、定量的な把握というのがなかなか難しく、計画に反映できる状況には今のところないというふうに考えております。そこで整備計画案では、河川整備の進捗とか、あるいは河川状況の変化とか新たな知見とかといった部分等を合わせて、必要な見直しを位置づけております。従いまして、将来の気象変動、ここに少し追加して書かせていただきましたけれども、そういった課題につきましては、そういったものが顕在化した段階で見直しを行っていきたいと考えておりまして、このように修文をしておるところでございます。

次に共通テーマ6ということで、「河川整備計画の見直しについて」ということでございます。これも少し回答として同じような回答になると思いますけれども、ご意見としましては、見直しの時期の話、それから途中で見直しすることができるのかという話、そういうことでございます。

整備計画では、例えば河床変動や樹木の繁茂状況、そういった河道内の状況や流域の社会情勢といったものの変化、あるいは新たな課題の顕在化といったものがあれば、計画の変更を適切に行っていくということで考えております。これは、既に素案の中の各実施の項目の冒頭にそういったことを書かせていただいております。

次、共通-9ということでございます。「今後の地域住民、関係機関の連携について」ということでございます。こういったことがたくさん出ておりますけれども、一番上にありますように、河川管理者と住民との綿密な協力、そしてその窓口として防災ステーションなどを利用してはいかがかと、それから中ほど、検討委員会のようなものを設けて子供が安全に遊べる川にするためにできることを考えてもらいたいとか、それからその下ですかね、吉野川の自然とともに生きる運動も重要であるとか、それから市民団体との、情報ですね、情報交換と話し合いの場、機会と、それから川の触れ合いの場を住民参加によってもっと増やしてほしいとか、そういった意見がございました。

現在、防災拠点として石井の防災ステーションというのがございます。河川に関わる情報発信とか、あるいはスポーツ交流の場として活用が図られているところでございます。また子供たちが自然と出会えるような安全な水辺とか、あるいはNPO法人や地域の方々と連携しながらですが、自然体験の場として活用されるという仕組みを目指しまして、現在、吉野川市と、それから東みよし町の2カ所に「水辺の楽校」といったものを整備いたしまして、自然体験の場とか、あるいは環境学習の場といったところで活用が図られているところでございます。今後、このような既存の施設を利用するとともに、新たに河川防災ステーションとか、あるいは地域交流拠点の整備を図りまして、地域づくり活動との連携とか支援というものを積極的に推進するよう、この文章でも修文をさせていただいております。

次に共通-12というテーマでございます。これは「森林に関する他機関との連携について」ということでございます。一番上に、林野庁や農水省との連携を図りながらやってほしいということ、あるいは2つ目に、上流域の森林の整備は今すぐにでも取りかからなければいけない事業だと思いますということでございます。それから中ほどに、砂防事業

を実施する際に森林整備について連絡調整できるような会議を全体に広げていったらいいのではないか、あるいは自治体、住民と連携して森林整備を計画する場を設置してほしいというご意見がございました。

これについては前回のご説明のときにもありましたけれども、河川整備計画自体がこれまでご説明してきたとおり河川法にのっとってつくっていくというものでございまして、河川管理者が実施する事業内容に、残念ながら森林整備は今のところ含まれていないということでございまして、この計画の中には森林整備を位置づけることはできないというふうに考えてございます。そこで、森林整備を行う関係機関というのが当然でございますので、そういった関係機関とその連携を強化して、そして一緒にやっていきたいというようなことで、この本文も、一番下になりますけれども、修正、追加をさせていただいております。

あと砂防の話が出ておりましたけれども、吉野川上流域の国の砂防事業では、土砂災害を防ぐことと、それからダム湖への土砂の流入を防ぐといった、こういった事業をいろいろやっておりますけれども、こういったこともやっております、パワーポイントで示すと、この赤い、ちょっと赤いといいますか、太い線で囲んだ部分、そういったところで、流域でやっております。また、治山事業との調整会議といった、こういう会議ですね、こういったところについても協力をしてやっていっているところでございます。

次に共通-14というテーマ、「森林による流出抑制について」ということでございます。これは、洪水対策とか渇水対策として森林の整備を検討してほしいとか、あるいは2つ目、森林の状態によって渇水時、洪水時の河川の流量が変化するということがあるので吉野川流域においても検証してほしいとか、それから森づくりを実行して緑のダムづくりをしてはどうかとか、あるいは逆に、一番下ですが、緑のダムとか山のことは非常に高く評価しているみたいだけれども、実はそんなに効果がないのだと、そういったご意見もございました。

これは一般的に流域の絵を示しておりますけれども、針葉樹、広葉樹、色がついているところが吉野川流域でございましてけれども、森林はやはり一般的に、土地、宅地とか農地と比べますと保水能力も高くて、森林を保全していくということは治水上も大事だというふうに考えております。

雨が河川に流出する際に影響する要素というのは非常に、ご承知のように多様であって、そして複雑でございまして、厳密に計算するという事はなかなか困難というふうに考えてございます。河川への流出量を算定するためには、やはり実測された降雨量と、そ

れから実際川に出てきた水の量の関係を適切にとらえるということが現実的ではないかというふうに考えてございます。治水計画の基本となる基本高水というのがございますけれども、ダム等の施設がないことを想定いたしまして、計画規模の降雨が降った場合にどういいう流出があるかということでございますので、今申し上げましたように、過去に実測された雨と、それから川の水の関係から洪水の量を算出しているということでございまして、基本的にはそういった算出の仕方では森林の効果は見込まれているというふうに考えてございます。

これはもう少し詳しく見るということで、一般的に森林地域の構成要素ということでございまして、地表の樹木があつて、その下に森林土壌と呼ばれる部分があつて、そしてその下に基岩があるという、3つの要素があるというふうに言われております。森林流域に降った雨は、いろいろ地形条件であるとか、あるいは森林のその状態によりまして、溪流、川に流れて出てくるわけでございますけれども、地下に浸透する分もございまして蒸発散する分もあるということでございまして、複雑な物理現象が生じているわけでございます。

このうちこの基岩の部分、地山といいますか、基岩の部分につきましては、その状況によって洪水緩和機能への影響はさまざまでございますけれども、一応この部分については人工的な影響が少ないというふうに考えてございまして、洪水緩和機能につきましては変化をさせるものではないというふうに思っております。

また、この森林土壌の部分でございますけれども、ここは降雨の大部分が一旦、雨が一旦ここに浸透して、そして森林の洪水緩和機能を考える上では、非常に森林土壌というのは重要であるというふうに思っております。しかしながら、森林土壌は発達する、いわゆる厚さが増えていくということでございますけれども、発達するのは極めて長期間を要するというふうに言われてございまして、短期間に森林土壌を発達させるということは少し時間的にもなかなかできないということで、なかなか向上させることができないというふうに思っております。

これは、森林の洪水緩和機能について、こういうふうに中小洪水の場合でございますけれども、農林水産大臣の諮問機関、諮問によります日本学術会議の答申を少し引用させていただいておりますけれども、森林はこういった中小規模の場合は洪水緩和機能が発揮できるのだけれども、大洪水のようになったときには顕著な効果が期待できないというようなことが言われております。はい、次、これが大洪水の場合でございますけれども、治

水上問題となるような大雨が降ったときには、洪水のピークを迎える以前にこういった流域の森林、流域の状態が飽和状態になるといったことでございまして、降った雨のほとんどは川にざっと出てくるということで、降水量が大きくなると低減効果が大きくは期待できないと言われていたところでございます。

しかしながら、基本的に、洪水緩和機能といった部分につきましては、森林土壌が保全されることによりまして維持されるということもございまして、森林保全をしていくことは大切だと思っております。そこで、先ほども申し上げましたように、森林整備を担う担当機関というのがございますので、そこを初め、ほかとの関係するところも含めまして連携を強化して取り組んでいきたいというふうな修文でございます。

次は共通-16というテーマでございまして、これは文章等の表現内容の改善ということでございました。具体的には、基本方針には総合的な言葉があるけれども、整備計画でなくなっているという話、あるいは素案は専門用語が多くて少しわかりづらい、理解できない、解説がほしいと、あるいは使用するデータに関しては最新のものに更新してほしいと、そういったご意見でございました。

まず、基本方針のタイトルは全国でほぼ同一の表現で使われておりまして、そういった意味で総合的などという言葉を使用しております。

次に専門用語の話でございますけれども、専門用語の話につきましては、前回第1回目にご説明したときにそういうご意見がございましたので、それ以降、聴く会で用語の解説集を配付したり、あるいはホームページでその辺を掲載させていただいております。なお、河川整備計画を直してっておりますけれども、今後ともご意見をいただきながら、わかりやすい表現、あるいは見やすいように努めてまいりたいというふうに思っております。この辺が本文の修正をしたところでございます。

それと、まず人口、あとデータの話でございますけど、人口データのことを言われておりました。これは、現在12年の国勢調査結果を今、流域単位で集計し直しておりますので、終わりましたら修正したいというふうに考えてございます。

次に治水の方のテーマに入っていきたいというふうに思います。治水の方、まず治水-2というところで、「施設能力を上回る洪水への対応について」ということのご意見がございました。具体的にはここに3つ挙げておりますけれども、過去に記録のないような大洪水が起きるということを想定して、こうした状況に耐えるような整備計画にしてほしいと、あるいはソフト対策ですね、ソフト対策を検討してほしい、それから住民との情報

を共有することが重要であると、そういったご意見がございました。

現状の施設整備水準とありますけれども、それに対して、その現状の施設の整備水準以上の洪水とか、あるいは将来、計画規模以上の洪水といったものが発生する可能性というのは常に存在しているというふうに考えております。従いまして、下の方に書いてございますけれども、その治水対策として、洪水はん濫による浸水被害を少しでも小さくする対策であるとか、あるいは壊滅的な被害を回避する対策と、そういったものは実施することが求められていることも認識をしているところでございます。

ここでは、施設整備以外の具体的な対策について、いわゆるソフト対策ということになりますけれども、そこを幾つかご説明したいというふうに思います。まず一番初めに人的被害の発生を回避するというところでございますが、住民が的確な避難行動をとるためには、やはりわかりやすい情報の提供といったものが必要であろうかと思います。国土交通省におきましては、自治体の方に避難勧告あるいは避難指示の発令を支援するために洪水予報といった情報を伝達しております。洪水予報では、洪水時に予報される水位情報を提供してございます。また、今後はこういった情報の、先ほど言葉というのが出てきましたけれども、わかりやすい言葉を使いながら提供していきたいというふうに考えております。

それからあと浸水想定区域図というのをここに出してはいたけれども、国の方で浸水想定区域図の公表によりまして、このように自治体による洪水ハザードマップの作成を支援しております。平成17年に水防法が改正されまして、市町村は洪水ハザードマップ、こういったものをつくると、公表するということが義務づけられております。既に現在、公表済みの市町村が3市1町ございまして、今後このほかの市町村もつくっていけるように、早急にできるように我々も支援をしていくということにしております。

それから、さらに激甚な被害を発生させる堤防の決壊によるはん濫の防止ということでございます。これには適切な水防活動といったものが不可欠になってくるのではないかとこのように思っております。現在、水防警報の発令によりまして水防団が水防活動ができるように支援をしているところでございます。また、訓練ですね、こういった訓練、水防訓練といったものを通じまして水防体制の強化を図っているところでございます。

それから加えまして今度は、浸水した場合の被害を最小限に抑えるということで、この総合的な浸水対策の推進、「水害に強いまちづくり」というふうに書いてございますが、これは地域の、やはり自治体と地元の皆さんにもご協力をいただきながら、低い土地への

開発を抑制するとか、あるいは新たに入って、転居されてきた方への周知とか土地の利用規制と、そういったものも含めて、関係機関、自治体と協力をとりながら推進していきたいというふうに思います。これは、町の中にそういうところを標識で電柱に張りつけてわかりやすくしている事例でございます。

また、国土交通省といたしましても臨機の支援ということでいろいろ、御存じの方もおるかもわかりませんが、この機会に紹介させていただきますけれども、まず防災関連施設の整備ということでございまして、こういった排水ポンプ車の機械を配備しております。それから防災ステーションですね。今は石井にございます、の拠点を整備しております。それから右下、側帯の整備ということで、側帯を整備して、水防資材ですね、そのの備蓄なんかもやっております。また、少しソフト的な話では危機管理体制の強化ということで、洪水時にはこういうふうに河川巡視、パトロールをしておりますし、それから災害対策車のポンプ車の派遣、あるいは情報の収集の提供の訓練といったことも同時にやっております。

素案では危機管理目標を記載していましたが、記載を充実しなければいけないというご意見もございました。そういったことも踏まえまして、ここが一番上の項目名に浸水被害軽減策というものを追加いたしまして、内容、この内容ですね、全部赤字のところ書いておりますけれども、追加しておりますけれども、充実をさせていただきました。これも同じように3章、それから下の部分が4章でございますけれども、今私がお説明したような中身で修正をさせていただいております。

次に治水-5ということでございます。これは「吉野川の洪水を安全に流下させるための対策」ということで、堤防のところを少し書いてございます。たくさん出ておりますけれども、ここについても総合治水について余りにも記述が少ないのではないかと、あるいは堤防の位置は何案か出して住民が納得するような案を採用した方がいいのではないかと、あるいは中ほどですね、堤防の位置を後退できる場合は引いてつくって川に遊びを持たせた方がいいのではないかと、自然環境や歴史、文化というのを、景観への配慮が必要ではないかといった意見、それから一番下の方に、河畔林等を分断しないとか、そういったご意見がございました。

まず、堤防の位置の考え方でございますけれども、我々が今計画しております計画高水流量に対しまして極力手戻りがないように、現在の持っている河道の能力というのがございますので、そういったものを基本に上下流一連の区間を見ながら、無理なく水が流せ

る能力を確保できるように大体、堤防の位置をまず決めております。例えば無堤地区、上流の無堤地区の場合ですと、堤防法線はおおむね現況の河岸よりも少し内側といいますか、堤内側といいますか、家がある側に設定をしております、平常時の水の流れにつきましては極力影響を与えないようなことも考えております。

また、歴史、文化、景観の面でも、河岸沿いに植えられているこういう竹林というのがございますけれども、そういった植えられてきたものについては、その大半を存置できる計画というふうなことで配慮させていただいているところでございます。

これは河道掘削ということのイメージでちょっとイメージ像をつくりましたけれども、これは対策区間の現地の改変量を最小限にとどめるために、この水色で色がついている部分ですね、平常時の水面が大体この辺としますと、それ以下のところの掘削はしないで、この斜線のところのようなところを掘削をしながら、極力こういったところの瀬・淵を残していくというようなことでございまして、環境の改変度合いを抑制する計画というふうなことで考えております。これが吉野川の上流から下流の方をずっと縦断図で、右岸と、それから左岸、下が左岸ですが、見たところでございますけれども、これは現況の流下能力が赤の線でこう入っておるのですけれども、それをもとに堤防の整備あるいは河道の掘削といったところの箇所を示したものでございます。赤く深く掘れているところが堤防をつくる場所です。それから掘削は、ちょっとこういう青、青い部分があります。極力少なくしているということでございます。

次に、現在の無堤地区を遊水地にしてはどうかというようなご意見もございました。

無堤地区では、ご承知のとおり、このように非常に浸水被害が頻発しておりまして、現状でも安全度が低いということ、それからそこにはやはり住民の方が住まわれているいろいろな社会活動をやられているといったこと、そして堤防の早期締め切りに関する長年の強い要望があるということ等を考慮すれば、遊水地ということにつきましては素案への反映が困難だというふうに考えているところでございます。

また、先ほど出ましたように、堤防の位置は複数案を示すべきというご意見もございました。これにつきましても今示させていただいておりますので、ご意見を、堤防法線についてご意見を伺っているところでございますので、意見をいただければ必要な検討を行いたいと思っております。そういう意味で行って、反映すべきは反映し、できない場合は理由をつけてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

それから次に、堤防の漏水対策、治水-12ということでございます。具体的にご意見

がここにありますが、今、素案に示されている以外の箇所にも漏水対策が必要な箇所があるために整備をしてほしいとか、あるいは引き続き堤防の強化に力を入れてもらいたいと、あるいは漏水対策における地下水への影響についてお聞きしたいという、こういうことですが、漏水に対する整備箇所の話でございますけれども、一応、堤防漏水につきましては、その危険度を定量的に評価いたしまして、平成16年度からの吉野川堤防強化委員会といった学識者の方々の会議の場におきまして審議をいただきまして、そしてその危険度に応じて段階的に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

特に、今この赤で示した部分がそういった箇所、特に下流の地域が多いわけですが、当然堤防ができておりますので下流ということになると思いますが、中でより危険度の高い一連の区間といったものを整備計画の中で位置づけております。それ以外の区間ということになりますけれども、この区間につきましては重要水防箇所といった位置づけをさせていただきまして、出水時等の堤防点検を充実させると。そして、被害の状況を注視しながら、必要に応じて緊急的な対策もとっていきたいというふうに思っております。

また、漏水対策による地下水への影響というご意見もございまして。対策を実施する前には、その地点の地質の状況であるとか、あるいは地下水の利用状況等、そういったものを調査しておりまして、影響が予測される場合には、対策の工法自体もいろいろ組み合わせによりまして決めていっているところでございます。特にこのような箇所では、地下水への状況を工事中もモニタリングしながら進めるということで配慮をさせていただいているところでございます。

次に治水-14ということでございまして、内水対策の進め方でございます。ここにもありますように、具体的に必要なハード面の投資については前倒しでの対応も必要ではないか、あるいは内水対策の優先順位とかスケジュールはどうなのか、あるいは内水対策についての、具体的にやる目標とかそういったことを記述してほしいということでございます。

これは今現在の吉野川における内水地区を色で示してございますが、現状で35の内水地区があるということでございます。そして、昭和39年に川島、改築やっておりますけれども、できて以来これまでに国の方で144m³/sの排水機場、いわゆるポンプ場を整備してまいっております。そのほか県とか市町村といった、こういうところでも含めまして全

体で19カ所、合計約162m³/sの排水ポンプ場の整備をやってきております。この赤丸がついているところがそうでございます。といったところが現状でございます。これは、今私がお説明いたしました19カ所のポンプ場と合計の162m³/sが整備されているという表でございます。

現在、内水対策といたしましては、ご承知のとおり、平成16年度の工事によりまして、城の谷の地区の城の谷排水機場というのが、これができましたけれども、今、飯尾川の角ノ瀬排水機場、それから川島のポンプ場といったところにつきましては、重点的に投資をしてやっているところでございます。

それと、あとその他の箇所のお話になりますけれども、これにつきましては、家屋浸水被害の著しいところ、上の辺にいろいろと内水被害のところがございますけれども、こういった箇所につきましては、今後の出水における家屋の浸水状況を注視していきたいと思っております。そういった中で、被害の規模とか、あるいは頻度、それからその原因といったものも考慮いたしまして、また内水対策の必要性があるかないかといったことも含めて整備の優先順位等を判断していきたいというふうに思っております。

これは、また内水被害の軽減とか、それから拡大の防止のためには、流域からの流出量を抑えたり、あるいは先ほど申し上げましたように低い土地への家屋の進出を抑制していく必要がございますので、地元自治体とも含めて一緒にソフト対策も対応していきたいというふうに思っております。

これは危機管理対応ということの事例でございます。先ほども少し出ましたけれども、排水ポンプ車の、下の方ですね、作業場が、作業というのはこんなところでございますが、作業場の整備であるとか、あるいは当然、排水ポンプ車をこういうふうに派遣して排水ポンプ車をやるということの位置づけ、これも整備計画の中に記載させていただいております。

それと、これは素案の70ページでございますけれども、吉野川におきましては特に平成16年の23号の被害が大きかったということで、その辺の内水被害の発生の状況を素案に追加して修正をさせていただいております。

それから次、治水-15というテーマでございますが、高潮対策でございます。ここにご覧のように、一番下がまとまっているのですけれども、河口部の高潮や、あるいは津波対策、これを河川、海岸、港湾の異なる管理者が別々に対応するのではなくて一元的に行う方が効率的ではないかというようなご意見でございます。

まず、高潮対策としましてはこういう区間が今そうなっておりますけれども、吉野川河口部はそうなっておりますけれども、一応、計画上は第二室戸台風を対象に考えておまして、被害実績を考慮しながら今後対応していきたいというふうに考えております。

それから、意見がございました河口部における事業の実施ということにつきましては、必要に応じて海岸あるいは港湾等の管理者と調整をしながら実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。その辺、素案の中にも修正して書かせていただきました。

それから次に治水-28ということでございまして、「地震対策について」ということでございます。4つほどございますけれども、今切川の河口堰、あるいは旧吉野川の河口堰の耐震性について考えているのかと、それからあと直轄の樋門の地震保険のみでなくて堤防全体の安全性の検討といったこと、それから地震による液状化の現象の対応とか、そういうものも出ております。

これはまず、左上にございますように中規模地震対策ということでございますが、ご承知のように平成7年より吉野川河口部あるいは旧吉野川下流部におきまして、阪神・淡路の震災を契機に今、震災対策に着手しているところでございまして、平成8年度には本線部分は終わっておりますけれども、今、こういった旧吉野川部分につきましては引き続き対策を実施している。こういう矢板を打ったりして、堤防が沈下したときにも横に滑らないような形の対策でございますけれども、やっているということでございます。

また、南海・東南海地震の対策といたしまして、平成16年度より津波による浸水防止対策ということで、吉野川とか、それから旧吉野川、ちょっと抜けておりますけれども、写っていませんが、河口部、そういったところに津波の監視カメラの設置ですね、こういったものを完了しておりますし、それから吉野川のこの赤丸をつけている河口部の樋門がございましてけれども、これは大体津波が来る範囲でございましてけれども、そういったところの樋門ゲートを閉める速度の高速化とか、あるいは自動化といったものも改良を進めて完了をしておるところでございます。なお、樋門自体の耐震対策については、今後検討を進めて必要な対策を実施する予定でございまして、その辺も素案に書かせていただいているところでございます。

それと、これは主に修正関係ですけれども、吉野川河口部の堤防についても被害状況の検討を行うといったところで素案に書かせていただいております。

それから、旧吉野川とか今切川の河口堰の耐震対策ということでございますけれども、

これにつきましては、水資源機構の方が必要に応じて耐震検証をやって必要な対策を実施しているというふうにお聞きをしております。その辺も書かせていただいております。

なお、堤内地の方の対策ということもご意見にございましたけれども、我々河川管理者としては堤内地の方は直接関わることはできませんけれども、今後、具体的に何をどこまで検討できるかというところも含めまして、地盤沈下の影響なんかにつきましても概略検討を行っていきたいというふうに考えております。

ここからは利水の方のテーマに入っていきます。利水-1「吉野川池田地点の平均総流出量について」ということをごさしまして、この池田地点での平均流出量がわかるグラフなんかを入れてほしいとか、ダムがなかったという表現ではなくてダムを建設したことによりよくなったという表現に変えてほしいというご意見でございました。

これがその修文でございますけれども、吉野川の水利用の歴史というのは非常に古いということをご承知のとおりでございます。さまざまな経緯や分水があって現在に至っております。その経緯の説明のために、ここに1つ目は分水の歴史ということと、吉野川の総合開発と2つの項目に分けて、それぞれ詳細に詳しく書かせていただきました。

あと現況の流況の方の項目におけます渇水対応につきましては、早明浦ダムの効果というものの表現に、前回ちょっと誤解を招くおそれのある表現になっていたということもございまして、表現方法を変えさせていただいております。この下のあたりですかね。

それから次に利水-4ということで渇水対策でございます。具体的なご意見として、近年、渇水被害が頻発しておると、具体的な渇水対策を記載してほしいとか、それから吉野川水系全体の利水の状況あるいは流水の正常な機能の維持、それからダムの役割、そういったものをもっと情報公開してわかりやすく説明してほしいというようなことをごさしますが、まず渇水対策につきましては、ダム等、それから既存の水資源開発施設というのがございまして、そういったものを有効に活用していくことが大切であるというふうに思っております。また、合理的な水利用につきましても、関係機関との連絡調整、そういったものが必要であるということをごさしまして、総合的な検討を進めてまいりたいということも素案の方に書かせていただいております。

それから、次に環境の方に入らせていただきます。河川環境のありかたということで環境のテーマ1でございます。ここにごさいますように、環境の保全に対しては環境省と連携してほしい、あるいは環境保全、地域との川の共生関係の構築に努めてほしい、それから豊かな自然環境、歴史環境を保全してほしい、それから豊かな自然を次世代に伝える

ことが大人としての責務であるとかといったご意見がございました。

まず、河川環境のあり方につきましては、素案の57ページの方に記載しているように、治水・利水・環境といったことを、整合を図りながら保全に努めていきたいというふうに考えてございます。なお、第3章の河川整備計画の目標に関する事項の中では、ここにもありますようにモニタリング調査とか、あるいは自然再生事業の実施あるいは関係機関との連携、多自然川づくりといったことを追加して内容の充実を図っております。

それから、これは環境-2というテーマで、「環境目標の明確化」についてということでございます。環境に関しましては目標が明確でない、あるいは現状の把握に努めた上で吉野川の特性を生かした保全目標をしっかり盛り込んでもらいたい、あるいは「努める」という表現になっておいて具体的な計画が作成されていないというご意見でございます。

ここでは、現在の素案の構成について外来植物であるシナダレスズメガヤのところを例にちょっとご説明いたしますと、まず最初に現状と課題のところにつきましては、ここにもございますように、河川水辺の国勢調査結果をもとに記載をさせていただいております。

また、次に目標の部分でございますけれども、環境の現状とか、あるいは因果関係、そういったものについて定量化が難しいものが非常に多くて、調査結果などもデータが少ないということから、できる範囲内で記載をさせているところでございます。その中で、個々の実施に関する項目というのが3つ目でございますけれども、実際にここではシナダレスズメガヤ対策など、課題とかあるいは目標といったものが明確になっている項目につきましては、できるだけ詳細に具体的に書かせていただいているというところでございます。従いまして、今回は目標をできるだけ明確にするために、河川水辺の国勢調査結果等を再整理いたしまして、主に現状と課題の記載内容のところの充実を図っていききたいというふうに考えてございます。

流域区分の考え方ということで絵を出しましたけれども、現在の素案につきましては、一応、本川の方でございますけど、中流域と下流域というふうに2つに分けて書いておりましたけれども、これを4区分にさらに詳しく分けまして再整理をいたしております。そして河川環境の現状をしっかりと分析するために、その結果をまとめたグラフをお示しながら素案の記載内容をちょっと簡単にご説明したいと思います。

これは瀬・淵の分布状況ということで今の見方でまとめ直したものでございますけれども、瀬・淵の分布状況はこのグラフにございますように、やはり中流域の方、特に2の

方に多いと。中流域の約95%ぐらいが分布しているという実態でございます。アユの産卵場ですね、下にも示しております、柿原堰の下とか、こういったところにつきましても集中していると。これらの結果より、素案には、ここの四角で囲んでございますように、瀬・淵等に魚類が多く生息し、「アユの産卵場となった瀬も多く存在する」といったような書き方で、「存在する」という書き方ということで記載をさせていただいております。

これは外来種のおオクチバスの確認状況です。このあと幾つかございますけれども、こういった形で各地域ごとにしっかり、どういう状態になっているかということを確認、検証しながら記載の中身を確認をしていってございます。これは河道内樹木の件です。これも中流域が多いという。それから、同じようにこれは外来植物です。吉野川には約、これは河口から中流域を含めまして大体、植物の3分の1ぐらいが外来種であると。それが平成12年ころから、下のグラフですけれども、急激に増えてきていると。シナダレスズメガヤですね、急激に増えてきている。それから、これはヤナギ等の樹林がねぐらに利用されている、適しているということで、これもこういった結果が出ております。

それから、2つ目の意見にございましたように「努める」という表現がございました。その辺のことでございますけれども、ここにもございますように「努める」という意味は、初めの方に書かせていただきましたけれども、一言で言えば、その目標達成に向けて努力していくというようなご理解をしていただければ幸いです。

その辺の「努める」という言葉を用いている理由というふうに書いてございますけれども、2つほどございまして、1つは河川内の自然環境というのは、やはり洪水などのさまざまな要因によりまして大きく変化するということが考えられますので、「努める」ということで表現をさせていただいております。つまり、その現状や、それから因果関係の定量化が困難であるといったことでございまして、明確な目標がなかなか難しいと。保全するとか、そういった書き方はなかなか使用できないというようなことで考えております。さらに、下の方にございますように、水質とか景観といったものにつきましては、河川管理者のみの行為ではやはりなかなか達成が困難であるというふうに考えてございまして、これもそういった意味から「努める」というようなことで書かせていただいているということでございます。

これは本文の修正でございまして、第2章の現状と課題のところ、吉野川で確認されている特定種について、代表的な種あるいは数といったものについて整理をして追加させていただいております。

それから、これは第3章の目標に関する事項でございますが、具体的に先ほども少し申し上げましたけれども、どのような手法をもって環境の保全に努めるかといったところで書かせていただいております。上の方にもありますけれども、河川環境情報図の活用であるとかモニタリング、自然再生事業、多自然川づくりと、こういったところを書かせていただいております。

次、環境-3でございますが、環境目標となる指標の設定ということでございます。これも、何年ごろ、例えば昭和40年とかといった吉野川の環境目標とするのかとか、それから、数値指標を設定してほしいとか、あるいは絶滅危惧種、アユ、モクズガニ等の生物を指標と設定してほしいというようなことでございます。

最初に環境目標の年代設定でございますけれども、これにつきましては下の方にも書いてございますが、過去の生態系に関する環境調査というのは余りやられておりませんので、当時の河川環境を正確に把握することというのは困難だというふうに考えてございます。それと同時にそのほかに、過去と現在では河川を取り巻く自然環境あるいは社会環境とか、あるいは人為的な条件が変化しております。例えば自然環境ですと、今言われています降雨パターンとか、あるいは出水状況が変わってきているとか、あるいは社会環境につきましては、下の写真にありますように土地の利用状況も変化してきているといったことがございます。

それからもう1点、特定の生物を数値化した指標にしてもいいのではないかとというようなご意見でございますけれども、これまで我々がやってきております河川水辺の国勢調査では、その種類数とかその経年的な変化というものはある程度把握はできておりますけれども、生物ごとの具体的な数などの定量的な把握ということが難しいということでございます。

これは、河川水辺の国勢調査をこういうことでやっているという中身でございますが、調査項目としては一通りやっているわけでございますけれども、これは平成3年から調査を始めてございまして、各調査項目ごと5年に1度の割合で調査をしてきているところでございます。

これは、ここにもありますように、現時点において、生物の個体数の変化の要因というのは、少し先ほども触れましたけれども、人工的な要因だけではないということで、これは平成12年度と平成17年度を比較しております。平成16年度に度重なる出水、洪水がございまして、非常にその状態、植生の分布も大変大きく変わっているといったことござい

ます。これらにより、現時点では目標設定というのはなかなか難しいというふうに考えておりますけれども、ただ、今後も環境情報の蓄積を行っていききたいというふうに思っております。そして、具体的な指標の設定等に関する検討につきましては、我々の東京の中央の方の社会資本整備審議会の河川分科会の中におきましてもそういった必要性が求められる声もございますので、そういったことも考慮しまして今後検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に環境-9でございます。多自然川づくりの検討についてということで、まず工法でございます。工法につきましては、伝統工法を整備計画に盛り込んで活用してほしいと、あるいは捨て石等を使用することによって親水性、景観回復、そういったことで向上を図ってもらいたいということでございます。

下に多自然の川づくりの考え方というのが書いてございますけれども、素案にも記載しておるとおり、河川工事の際には今後も多自然川づくりといったことを基本に計画をしてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、伝統工法につきましては、多自然川づくりの中で検討される、していきたいというふうに考えておりました、実際、その実施の可否であるとか、あるいはその構造については専門家等の意見も聴きながらやっていきたいというふうに考えております。

それから次に、これは多自然川づくりの施工例ということでございまして、上の方は徳島市の災害復旧工事で、コンクリート管に詰め石をして、生息しているカニ類の環境に配慮した構造。それから下の方は、つるぎ町の方でやった災害工事ございまして、巨石とか、それから間伐材を使用して水際をこういった形で多孔質にして、魚類、底生動物に配慮したという事例でございます。この辺はその辺のことを本文修正をしておる部分でございます。

それから、環境-13ということでございまして、「河川景観について」ということでございます。河川景観につきましては分析がされてないとか、それから風土・地域の資源として残したい風景について地域住民と共有する必要があるのではないかと、それから良好な景観を守ってほしいといったようなご意見がございました。

河川景観につきましては素案の51ページとか57ページにも記載はしておりますけれども、そういった自然豊かな景観の保全に努めていきたいというふうに考えております。また、河川工事を行う際には、必要に応じまして専門家や地域住民の方々の意見も伺いながら景観への配慮を検討していきたいというふうに思っております。

これは参考的ではございますけれども、現在、素案に記載している特徴的な河川景観を有する場所ということで少し拾ってみました。四国の水辺八十八カ所に選定されている美濃田の淵とか、あるいは善入寺島の水辺の付近とか河口とか、そういったものがございます。また、河川水辺の国勢調査の中でも、川の通信簿と、これは新聞等にも出ましたけれども、アンケート調査をやっておりまして、吉野川、旧吉野川含めまして10カ所で行いまして、全地点でおおむね景観はよいというふうに評価されている地点がございます。

次に環境-15ということで、「河川空間の利用促進について」ということでございます。河川空間の利用につきましては、水辺に近づきやすい親水護岸等を整備するなどしてほしい、それから例えば水際公園であるとか、あるいはその下の遊魚船の船だまり、釣り場を整備すれば活用されるのではないかとか、あるいは逆に自然を破壊してまで親水護岸等を整備するのはおかしいということとか、それから一番下は、旧吉野川の下流域について人と自然の触れ合いの場として環境整備を実施してほしいと、促進してほしいというようなご意見がございます。

吉野川では、これまでに「桜づつみモデル事業」あるいは「水辺の楽校」といった形で、関係市町村のご要望を踏まえながら整備をしてまいりました。今後も河川空間の利用促進、あるいは子供たちが自然と親しめる場と、水辺といったところを提供できますように、関係市町村の河川利用に関する計画もございますので、そういったところも踏まえまして、可能な範囲で基盤整備等の支援を行っていききたいというふうに思っております。

ここからは維持管理についてのテーマでございます。まず1つ目、1と書いてありますが、「防災情報の充実について」ということでございます。防災情報が正確かつ迅速に伝わるように、わかりやすい情報の整理と伝達方法の改良、それから市町村との連携で行うソフト対策についてお聞きしたいということでございます。

徳島河川国道事務所におきましては、吉野川の洪水予報ということも発表を行うとともに、洪水時におけます水防とか避難情報として水防警報といったものも、こういった形で、水防団の形で発表させていただいております。そして、それを各市町村あるいは報道機関等へも伝えております。

また、平成17年、先ほど説明しましたように水防法が改正されまして、旧吉野川筋では住民の避難誘導のための情報として特別警戒水位情報というのをさらに追加して発表しているところでございます。

また、光ファイバー網を各市町村と直接つなぎまして、そういう整備を順次進めてお

りまして、これまで鳴門市とか、あるいは北島町といった部分につきまして接続を完了しているところでございます。

なお、住民の皆様方には、報道機関を通じた情報提供ということもありますけれども、それ以外に、ここにございますようにインターネットとか、それから携帯電話といったものを利用していただければ情報が見られるというふうになってございますので、ぜひ積極的にご利用いただきたいと思います。

また、各市町村の住民の方々が防災情報を正確に理解されて、そして的確な判断行動につながるよというこで、防災情報の使用する用語の改善、これも少しさっき連絡の水防警報の方にも出てまいりましたけども、こういった形で、破堤を堤防の決壊とか、洗掘を深掘れとか、そういった極力わかりやすい言葉に変えていきたいというふうに思っております。これは今ご説明したことの本文の修正案を書いているところでございます。

それから、市町村との連携という部分でございます。その辺の対策ということでございますけれども、ここにもございますように、水防連絡会とか、あるいは重要水防箇所の合同のパトロールといった部分をやっておりますし、ここに示しておりますのは、水防演習とか、それから水防技術講習会、それから情報伝達の演習、それから樋門操作訓練、それから排水ポンプ車の訓練、いろいろな形で関係機関と連携して防災体制の強化に努めているところでございます。

そのほかに、ここにもございますように、当事務所におきましては、先ほどから少し言っておりますように災害情報普及支援室というのを設けまして、市町村がハザードマップをつくられるときにはご支援をしているところでございます。具体的な問題点等ございましたら、ご相談をいただきたいというふうに思います。

それから次に、同じ維持・管理の中でご意見があった、通常の水難救助や洪水災害に対しましても水防ボランティアを導入したらどうかというご意見がございました。近年、水防団員の減少があったり、あるいは高齢化ということで、水防団の組織力の低下というのが言われているわけでございますけれども、この問題に対しまして、平成17年に水防法が改正されまして、公益法人などが水防団と連携して活動を行うために「水防協力団体制度」というのができました。

ちょっとこの絵を見ていただきますと、この制度は水防協力団体ということでございますけれども、公益法人あるいはNPOの方々が自主的な、自発的な水防活動を促進するために、水防管理者であります市町村長さんのところに申請をすれば指定をしていただけ

ますので、そういった団体が実際に水防団あるいは消防機関と一緒に水防への協力業務を行うことができるというふうな制度でございます。

それから、同じようにご意見でございますけれども、地震について、住吉とか末広とかそういったところは高潮をもろに受けますので、そういったところの直接の訓練はまだされていないと、何か対策ということでございますが、これにつきましても、いろいろ県とか、最近訓練がよく報道もされておりますけれども、各県内の市町村とか、あるいは自治会単位でそういった訓練が実施されているところでございます。これは、昨年7月に国の方で、大規模津波防災総合訓練ということで、関係機関、県も含めまして実施しております。いずれにしましても今後そういった訓練というのは、県とか、あるいは市町村が行われる訓練につきましても、我々としてもご協力をしていきたいというふうに思っております。

これは、吉野川の河口堰の河口部の津波の遡上範囲、第十堰ぐらいまでと言われておりますけれども、下流の樋門、8樋門でございますけれども、津波警報などが発令されると樋門が自動的に閉まるというような工事を平成17年度に行いました。平成19年度から本格運用に入りたいというふうに考えてございます。その辺が、これが本文の修文でございます。

それから、ダムの関係でございますけれども、池田ダムからの放流量予測を予報という形で出してほしいというご意見がございました。この図は少し見づらくもわかりませんが、池田ダムからの放流の形、例えばこういうものを、放流の仕方をするということでございますけれども、それを示したものでございます。この黒の数字ですね、上にちょっと解説がありますけれども、こういった上に解説があるようなタイミングで、黒字は池田ダムから関係機関へ通知されているタイミングでございます。それから赤の方の丸ですね。これは住民の方々へ周知をされているということで、警報局とか警報車とか、あるいはサイレン・スピーカーといったもので周知を実施しております。

また、 $8,000\text{m}^3/\text{s}$ を超える、一番下でございますけど、 $8,000\text{m}^3/\text{s}$ を超えると予想される場合も、こういう規定、これは規定で決められておりますけれども、それ以外に情報を提供していくということでございまして、 $8,000\text{m}^3/\text{s}$ というのは大体、危険水位に達するような水位に相当する流量というふうにお聞きしておりますが、そういったものときにはリアルタイムで情報提供されまして、インターネット等で見られることになっております。これがそうでございますけれども、池田総合管理所のホームページがございまして、そこで見られます。具体的にはこういう詳しい数字のデータも含めまして、各ダム

での流入量とか放流量、それから貯水位、それからもちろん雨の量とか、そういった情報を1日前から1時間ごとに変化がわかるように掲載しておるといふことでございますので、ご活用をしていただけたらと思います。

それから、素案以外のご意見ということございまして、今我々がやっておりますこの素案の住民参加に関する仕組みということについてでございますけれども、ご承知のように、吉野川流域、四国4県にまたがっております流域面積も広くて、そして地域性も異なると、地域の状況も異なるといったことございまして、極力多様な意見がいただきたいということございまして、河川整備計画の検討を進めるにあたりまして、これまでやってきておりますように、学識者会議とか、それからこの会、住民の意見を聴く会、それから市町村長の意見を聴く会と、こういった形でお聴きして意見を反映していくことが必要というふうにご考えてございます。今回、提案しました方法につきましては、丁寧に幅広く公平に意見をお聴きすることができるというふうにご考えてございまして、さまざまな意見を適切に反映できることとご考えまして採用させていただきました。

ここまでで素案のところはご説明を終わりました、これは、昨年12月25日に第2回目の学識者会議をやりました、そのときの主なご意見でございます。一番上が森林と川、水とのかかわり、特に遮断蒸発等についてももう少し正確な表現をしてくださいと。あるいは、吉野川の概要、吉野川の現状と課題の箇所に吉野川と地域の多様な産業の関係についてももう少し詳しく記述してほしい。あるいは、治水・利水で設置されている委員会あるいは協議会みたいなものを景観についても設置するのが望ましいのではないかということのご意見でございました。

それと、これが最後でございますけれども、昨日、吉野川市の会場でご意見を聴いてまいりました。4つほど挙げましたけれども、まず一番上ですね、森林についての意見を受けて素案を修正されているのは一歩前進だと思うが、もう一歩進めてほしい。それから、内水対策の話でございますけれども、現在実施中の2カ所以外は整備計画に記載がないので残念であると、被害の程度に応じてもっと前進したものを出してほしい、それから環境でございますけれども、部分的な修正はあるが、環境目標の設定など大きなところの意見反映ができていないのではないか、それから最後ですけれども、各会場での意見は吉野川の流域の特徴がよく出ていますと、上流から下流まですべての人の声をたくさん聴いて、この整備計画に十分反映してほしいと、そういったご意見がありました。

以上で私の方からのご説明は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○ファシリテータ

どうもありがとうございました。

今の説明をいただきました、皆さんのお手元の方に大きな厚い資料がありますが、ちょっとだけ説明してから休憩に入りたいと思います。こちらの方の、ご意見、ご質問に対する考え方についてというふうなものがございます。こちらの、ちょっとこうめくっていただきますが、3枚目、待ってください、この厚い冊子の「「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局の考え方について」というふうな、ちょっと出していただきまして、この3枚目でございます。今、素案の修正並びに意見のまとめの説明がありましたが、こちらの3枚目に、ちょうど今ありました1つ目が、①「河川整備計画全般」というところが、これが共通の1から17までございます。2つ目が②として「洪水、高潮等による」ということで、一番端に治水－1というふうにあります、治水－1から治水－33までございます。次のページをめくってください。次のページは、今度は③が「河川水の適正な利用」ということで利水－1から利水－6までございます。その次ですね、④で「河川環境」ということで環境－1から21までございます。次、「維持・管理」が管理－1で、1から24まで、「その他」がその他－1からその他－37までございます。

もう1つ、この青い方、青い、一番後ろを見てください。この後、10分休憩してから質疑並びに意見交換に入っていきたいと思いますが、この青い紙の一番、ホッチキスの後ろ側ですね。今日は、10分休憩後、皆さんのご意見を賜りたいと思いますが、一応、会場、17時までの予定ですが、最大1時間の延長を予定したいと思います。数多くのご意見があるかと思しますので、進行役の方としては、この下の丸括弧ですね、ちょうど今、過去にあった意見に基づきまして①が【全般】あるいは共通と書かれていました。①が共通、②が【治水】、③が【利水】、④が【環境】、⑤が「維持・管理」、⑥が「その他、全体を通して」ということでございますが、この順番で皆さんのご意見を賜りたいと思います。

それから、公平に進めたいと思いますので、それぞれのテーマごとに最大30分は必ず時間は確保したいというふうに思います。したがって、例えば最初の全般がもし20分で終われば、次へすぐ進みます。治水が30分かかって、もしお手が挙がっても30分で一応終わりにしたいと思います。そして、最後にもし時間が余ったとしたら、あとと言えなかった人のご意見を賜りたいと思います。最終終了時間は18時というふうに考えてございます。

それでは、この会場、時計がありませんが、ちょっと皆さん、時計を見ていただきまして、私、今、時計が2時27分になります。10分間休憩いたします。2時37分まで休憩をさ

せていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○参加者（Aさん）

最大30分ということだったのですけれども、今回のテーマが138ということで、件数にして813件、これは膨大な数です。実際にこれ、①の全般だけでも17項目、108個です。これを30分でしてしまうのは、普通に考えて無理だと思います。

○ファシリテータ

今日は、一応時間としては17時、一応目標ですが、18時まで。にしても、ものすごく意見がありますから、ものすごく意見があった場合については、最終終了段階で事務局の方へちょっと判断を仰ごうと思います。つまり、繰り返し繰り返しという格好になりますから、今日ずっと、例えば24時間も多分できないだろうと思いますので、そういうふうに思います。よろしいでしょうか。

○参加者（Aさん）

やはりこれ、これだけの……というのは、やはりこの意見交換というか、意見交換が空回りしないように少しずつ、やはり……というのが望ましいかと思います。そういったことから、この計画策定方法というか、運営のあり方について、全体の、もう一度やっぱり時間をとって議論をしないといけない。それを受けてファシリテータの……。そのことはホームページにも発表されていきました。この運営のあり方について、幾つかの課題について説明がまだなかったと思うんですけれども、できるだけ実りのある議論をするために、その点についてきちんとまず説明をしていただいてから、ファシリテータのご意見も聞きたい、国土交通省のご意見も聞きたい。それを踏まえた上で入って行ってもらいたいというふうに……。

○ファシリテータ

これにつきましては、それも含めて多くの意見がありますので、できましたら、この一番、その他ということで意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○参加者（Bさん）

私、この住所等の、氏名、住所を見ますと、必ず脅迫電話が、脅迫の。それで、そのために、ここで発言するときに匿名やったら。

○ファシリテータ

わかりました。ちょっと休憩時間にちょっと相談しますのでお待ちください。

よろしいでしょうか。

では、ちょうど30分になりましたから、10分間、2時40分まで休憩させていただきます。
40分から開催いたします。

[午後 2時30分 休憩]

[午後 2時40分 再開]

議事 (3)

1) 質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

では皆さん、今から再開をしたいと思います。これからは、参加者の皆さんのご意見並びにご質問等々をいただきたいと思います。

青い紙の方、もう一遍ちょっとお出しいただきたいと思います。こちらは、今回進行をさせていただきます私どもNPO法人コモンズの方で、進行ということで資料をつくらせていただきました。

紙が全部で3枚ありますが、一番後ろの紙ですね。こちらの方を見てください。後ろが裏表あります。一番後ろの方に、実は今日参加者の皆さんへのお願いの紙が1枚入っております。前後ろありますが、ちょっとだけお目通しをいただきたいと思います。

1つは参加のルールということで5つのお願い、私どもコモンズがさせていただきたいと思います。

1つ目は皆さん平等ですということです。

2つ目はわかりやすい言葉でぜひ意見を述べていただきたいと思います。今日5時まであるいは6時までといっても時間は制約ありますので、できる限りわかりやすく、簡潔にというふうに思います。これは参加者の方と同時に事務局の方にもお願いをしたいと思います。わかりやすく簡潔に意見をちょうだいしたいと思います。

それから3つ目ですね。ほかの皆さん、参加の皆さんの意見を尊重し、よく聞いていただきたいと。自分の意見と違って否定しないというふうなことで臨んでいきたいと思います。

下の方に今日の発言のルールを書いてあります。これは3つのお願いがあります。

今日は発言するときは、私、澤田と申しますが、挙手をお願いしたいと思います。手を挙げていただきたいと思います。

それから、多分同時に挙がると思いますので、私の方が当てていきます。そうします

と、一応お名前と居住地ですが、これは市町村名まで結構でございます。これを言うてから発言をお願いしたいと思います。

先ほど休憩に入る前にご質問がございました、匿名ではだめですかということがありました。一応、匿名でも結構でございます。差し支えなければ住所、これは詳細は要りません、徳島からですかと例えば鴨島からです結構ですが、お名前をいただきたいと思えます。

どうしてもお名前が言えない方については、どちらから来たということだけでもお教えください。鳴門から来たとか板野から来たとかそういう言い方で結構でございます。

それから、挙手形式でいきますので、係の者がマイクを持っていきますので、お願いしますけど、マイクが手元に来てからご発言いただきたいと思えます。

一番最後のページ、もう一度見てください。こちらの方にありますが、一応6項目あります。これは公平に30分は最低とります。6つかけて3時間ぐらいかかりますけれども、最大30分は最低確保したいと思えます。もし早目に終わるところがあれば、それは繰り延べ、繰り上げていきたいと思えます。順番は私も進行役としては重要とかいうのを考えておりません。すべての項目を重要と考えておりますので、今はこの順番で進行をさせていただきたいと思えます。

1番目が全般、2番目が治水、3番目が利水、4番目が環境、5番目が維持・管理、5番、6番目がその他、全体というふうなことでございます。

そうしますと今、ちょうど私の時計が2時45分でございますので、2時45分から3時15分まででございます。大変恐縮ですが、多くの方いらっしゃいますので、30分たちますと一応今日のルールということでそこで打ち切らせていただいて、もし時間が残れば最後の方になるかと思えます。

それではまず全般でございますが、ご意見ある方はぜひお願いをしたいと思えます。共通でございます。

はい、こちらの方、先ですので、どうぞ。よろしければ、お名前とおところをお申し出ください。

○参加者（Cさん）

徳島市内から参りましたCと申します。

ここに第2回と銘を打っておられますが、前回3時間の予定が6時間半に及ぶ長丁場となりました。そこで、住民の皆さん方が意見を発表されても、ほとんどお答えがなかったと。

これについて、まず1回目のその後の状況はどうなっておるか、これからお話を願えたら幸いと思います。以上です。

○ファシリテータ

わかりました。ありがとうございました。

今、Cさんが言っていただきました前回は3時間が6時間かかったと。実は先ほど休憩前にもありましたように、まず最初のこの時間は全般ということでいただきますので、一応そのご意見を今賜りますので最後のその他の方で議論させてください。了承していただいてよろしいでしょうか。ぜひお願いします。大変恐縮ですが、一応。

○参加者（Cさん）

そうしますと、住民の意見の聴く会であって、この聞きおくという会になっておるんでないかという議論が多数出ておりますけれども、そこはひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○ファシリテータ

それは必ずやりますので、ちょっと整理だけさせていただきます、こちらの方のその他の方へいただきますので。

はい、もう一人挙がりました。こちらの方、先ですので。ちょっと待ってください。この方が先。

○参加者（Bさん）

徳島市内から参りました。Bでお願いします。

○ファシリテータ

はい、徳島市内の方でございます。

○参加者（Bさん）

前回徳島市民による住民投票が行われたこと及びその結果は、徳島県の歴史における最大の汚点であったと思っています。したがって、それはもう取り消して、新しくまたもう一遍、第十堰の可動堰の議論をしてほしいと思っておりますし、四国整備局の方も将来にわたってまた可動堰を行うつもりがあるかどうかをお聞きしたいと思います。

○ファシリテータ

ありがとうございました。

○参加者（Dさん）

はい。

○ファシリテータ

ちょっと待ってください。今のも、まず全般の方をちょっとだけ今いただきましたので、こちらの方へ、その他へとらせてください。

皆さん、ちょっとだけ、もう一度はこちらの方のテーマをごらんください。今日多数のご意見ありますので、まず皆さん、この意見のまとめの方の共通-1から17に関係するところまで今時間をとっております。まず、この方の時間を確保したいと思います。

はい、どうぞ。済みません、ちょっと待ってください。おところとお名前をいただきたいと思います。共通でお願いしたいと思います。

○参加者（Eさん）

はい。森林の関係、13から14にあるんですが。

○ファシリテータ

共通の13番から14、15番目ですね。

○参加者（Eさん）

入っているわけですね。

○ファシリテータ

はい。おところとお名前をお願いします。

○参加者（Eさん）

徳島のEと申します。

○ファシリテータ

共通の13、14番の件でございます。

○参加者（Eさん）

はい。それで、よろしいのでしょうか。

○ファシリテータ

はい、お願いいたします。

○参加者（Eさん）

今、このいわゆる住民から意見を聴く会の中でも、森林の関係というのは随分問題というか、いろいろな意見が出ておったと思います。そこで私は森林について少し、これは質問でなくて私の意見でございますが、申し上げたいと思っております。

最近よく森林を手入れすれば治水効果があると。したがって、それはダム・堰は要らないのだという非常に短絡的な発想につながる考え方があるわけでございますけれども、

私はこれは間違っているのではないかという考え方でございます。

もちろん雨が降りますと当然治水効果があるわけでございまして、ただそれがそんなに大きな効果があるのでなくて、私の体験ではまあ50mm程度までがいわゆる木が水を吸い、土地が水を保水するという限度ではないかというふうに思っております。ですから、それ以上に降った雨、例えば250mm降ったとしますならば、200mmはそのままずっと流れていって、これは洪水になる分だというふうな考え方でございます。したがって、森林の問題についていろいろ論議する場合に、それはどんな良い方法をとってみても50mm程度の範囲内の総負担であるというふうに思っております。

最近、スギやヒノキの。

○ファシリテータ

Eさん、できましたら簡潔にお願いをしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○参加者（Eさん）

この問題を簡潔しますと、先ほど申し上げたような非常に短絡的な発想につながるわけですので、これは時間がかかりましても聞いておいていただかないといかん問題でございます。で、申し上げます。

まず、スギ、ヒノキの手入れをすれば、非常に保水力が増してくるという考え方でございますけれども、これはスギ、ヒノキの手入れをするということは山の価値が上がる、いわゆる経済性を高めるためには非常に役に立つことでございますので、これは大切なことだと思います。しかし、それが即、治水効果が出るわけではございません。

例えば皆さん、治水効果を上げるために山に木を植えればよいということを言われておりますけれども、今徳島県内の山で空き地というのは実はございません。木を植えるようになりますと、今ある杉林の大きくなった杉林を切って売って、後に植える植林ですね。それから、いわゆる広葉樹林、雑木林と申しますけれども、これを切り払って植えるということになるわけでございますので、今すぐスギを植林、いわゆるいろんな木を植林することと、今ある大きくなった木を切り払って植える、いわゆる雑木林を切り払って植えるのと比較しますと、むしろそれはしない方がいいんですね。大きくなった木ですから置いておいた方がいいわけですね。ですから、まず第一に木を植えるという発想は、必ずしも即、治水に結びつくものではないということを申し上げたいのでございます。

次に、この森林を論ずるときに、1つは人工林でありますスギ、ヒノキの林と自然林であります広葉樹林が、どちらが保水力があるかということも考えて論議をしなければ話に

ならんわけでございます。

私は今いろいろ言われておる中で、それではどちらが保水力があるのかと。いわゆる人工林のスギ、ヒノキと自然林の広葉樹林ですね。これは両方の論議が今あるわけでした、どちらが正しいかということは、はっきり言ってまだわからないわけでございます。

○ファシリテータ

Eさん、大変恐縮ですが、もうちょっと簡潔にお願いします。

○参加者（Eさん）

これを簡潔に言いますと、非常に端的になってしまうんですよ。どうこれを短く直しますか。実は、これは10ページを1ページに削ってきたんですよ、一生懸命。

○ファシリテータ

できましたら、大勢いらっしゃいますので、進行役の方から簡潔にお願いしたいと思いますので。

○参加者（Eさん）

簡潔に言うてしまいますと、意見は言わない方がよくなる、誤解されるんですよ。最後まで言って理解をしてもらわんと、その話が通じないんですよ。ですから、これはどうしても聞いてもろうておかんと。住民の意見を聴く会なら、それは頭だけ、ちょっとだけしか聞かんぞというわけになるわけですね。これは5分に絞っているんですよ。5分の時間がないとするならば、住民の意見を聴く会が何の価値がありますか。5分ですよ、これ。5分に削ってきたんですよ。（拍手）

○ファシリテータ

わかりました。

○参加者（Eさん）

それが住民の意見を聴く会ですか。回答してください。

○ファシリテータ

わかりました。

○参加者（Eさん）

なめたらいかんですよ、住民を。

○ファシリテータ

では、5分以内で短くお願いします。

○参加者（Eさん）

5分以内に短縮しているんですよ、この原稿は。こんな会がありますか。

○ファシリテータ

では、まず。

○参加者（Eさん）

住民をなめたらあかんですよ、司会者。

○ファシリテータ

まず、簡潔にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○参加者（Eさん）

それは聞いてます、さっきから。

ですから、今言っていましたように、いわゆる自然林と人工林のどちらの方が保水力があるかということになると、はっきり言ってそれはわからないと思うんです。

しかし、仮に人工林に保水力があるとするならば、皆さん木の手入れをせい、木を植えよと言っているでしょう。これは今、5年前から農林水産省が大変な補助をつけまして間伐をやっているんですよ。ですから今年、もし19年に台風が来たとしたならば、その効果がもう5年たちましたから非常によく出てくるんですよ。ですから、もしこれが木の手入れをしたことによる保水効果があるとするならば、私はこれが出てくると思っておりま、1点はね。

次に杉林やなくして、今度は広葉樹林ですね。広葉樹林に価値があるとするならば、スギ、ヒノキの手入れをすることは大して価値がないということになるということでございます。

そこで今、簡単に言ってということでございますのでもう飛ばしていきますけれど、私は前から。

○ファシリテータ

あと1分ぐらいでお願いしますね。

○参加者（Eさん）

森林政策については、山の高さ1,000m以上は広葉樹林、自然林でおきなさいと。100m以下のところについては人工林、スギ、ヒノキを植えなさいというのが持論でございます。しかし、これは農林水産省の関係でございますので、この場で論議することではございませんが、森林が余り出てきますから申し上げたわけでございます。

結論として、国土交通省さんが今、森林についてまとめられている原案というのは、

非常に立派な案だというように思っております。これが結論です。したがって、ヒノキとかスギの枝打ち・間伐については、これを幾らしても洪水がなくなるわけではありませんから、いわゆるダム・堰等を必要ないとか、そういうことは人の命と財産を守るという考えが皆さんにおありでしたら、それは絶対にそういうことのない、やはりダム・堰、堤防については私は永久に必要ではないかというふうに考えておりますので、以上、簡単にご提案申し上げます。

意見でございますので、答弁その他は一切要りません。以上です。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございました。進行につきましても大変ご迷惑かけました。

では、続いてお願いします。済みません。はい、その方です。ちょっと今、3名ぐらい挙がっていますので、ちょっとお待ちください。

○参加者（Dさん）

司会者、もっとスムーズにやらないかん。何やっているんだ。

○ファシリテータ

ありがとうございます。おところとお名前ちょうだいします。

○参加者（Fさん）

私は徳島市内の園瀬川と冷田川に挟まれたところで百姓をやっております。で、今から60何年前。

○ファシリテータ

もしよろしければ、お名前をいただけたらと思いますが。

○参加者（Fさん）

Fと申します。

それで、今も可動堰何とかの問題を申されておりましたが、私は恥ずかしながら60何年間、樋門、ユル、あんなんをいまだに管理しております。それで、大水が降った場合に、豪雨があった場合に、どれだけの水圧があるか。私は台風の中、吹っ切る中、真夜中に電池を持って走っております。現在この年でしていますので。

それで、第十の堰が固定堰で危ない言いよるけど、絶対危のうない。固定堰の方がずっと安全なんです、上を乗り越えるから。

それと、あの第十の堰の上手にようけ川の中に木が生えている。あれを先日、大部伐採したようですけど、私らが言いよったら。ほんで、水位が大分下がったように思います。

あの樹木にビニールや何やかんやがひっかかるんですわ。

それで私は可動堰をつくったら、徳島県が一応は電気関係、土木関係が皆潤うか知りませんが、将来維持費に困ると思うんです。我々、孫の代に徳島県、維持費は何億要るとか言いますが、この中で半分ぐらいは政府の、昔の建設省、今の国土交通省が持つだろうけど、あと地元が負担せないかん。そんなことはわしはむだと思います。

○ファシリテータ

Fさん、第十堰の件、できましたらその他の方に扱わせてください。

○参加者（Fさん）

ああ、そうですか。はい。

○ファシリテータ

恐れ入ります。

○参加者（Fさん）

どうもありがとうございました。

○ファシリテータ

はい、では、こちら。もうちょっとお待ちください。こちらの方へ。

○参加者（Dさん）

徳島市のDです。第十堰のことを言うなということですけどね。

○ファシリテータ

いや、こちらの方。

○参加者（Dさん）

ちょっと聞きます。私も過去、今から七、八年前に第十堰の審議委員のお話ししました。まあ聞いて。

○ファシリテータ

Dさん、こちらは今ちょっとほかの方がいらっしゃいますので。

○参加者（Dさん）

わかった。

○ファシリテータ

このときに扱わせてください。

○参加者（Dさん）

あんた、さっきの5分の10分も話した。わしが1分も言わんうちにとめるというのは

おかしいやないか。

○ファシリテータ

いや、あの方は今の。

○参加者（Dさん）

あの方は別なんか。わしの言いよんのはあかんのかい。よう聞けや。

○ファシリテータ

あの方は今のこちらの項についてのご意見でしたので、ちょっとお待ちください。

○参加者（Dさん）

わかった。あのね、ちょっと待って。

○ファシリテータ

ほかの方もずっと回っていきますから。

○参加者（Dさん）

ちょっと話、聞けや。

○ファシリテータ

ええ、もちろん。それは待ってください。それやると收拾つかなくなりますので。

○参加者（Dさん）

いや、ちょっと。あんた、言わん前からとめるというの。だったら、さっき最初からとめえ。だから司会、しっかりしろと言いよんじゃ。

○ファシリテータ

いや、先ほどの方はこちらのテーマについての話ですので、第十堰については次の方の。

○参加者（Dさん）

第十堰の問題だけでない。だから、ああいう一生懸命審議委員でも出ても、あれは何だったんだと。あの吉村何がしを呼んできて国土交通省、前の建設省が呼んできて一生懸命に。あの人は、聞くところによると、1回来たら云十万の何を出したと。だけど、審議委員は無料だったと。そうでしょう。

だったら、ああやってみんながほんまに顔に青筋立てて一生懸命に。今日もそうですよ。皆さん、一生懸命に審議しても何年かたったら何だったんだと、検証せんとしたら何にもまとまってない。まとまったようでまとまってない。これ、今日の話はまとめるんやな。

○ファシリテータ

今日は意見を聴く場ですので。

○参加者（Dさん）

意見聞いたらまとめるんやな。

○ファシリテータ

皆さんの意見を出していただいて。

○参加者（Dさん）

2回、3回、5回やったら、まとめてちゃんと型にするんやな。

○ファシリテータ

ええ。繰り返し繰り返しということですので、ちょっとだけお待ちください。

○参加者（Dさん）

そしたらまとめるんやな。まとめなんたら、今日こうやって皆さん、一生懸命に声を張り上げて言うても、後で何だと皆笑いよる。

○ファシリテータ

ちょっとだけお待ちください。こちらの方でさせてください。

○参加者（Dさん）

こちらの方もあちらの方もないの。まとめなんたらあかんのよ。わかる。これ、何がしかの税金使われとるんよ。税金のむだ使いするんだったらやめといたらええんじや。それだけ。

○ファシリテータ

はい、どうも済みません。

もう一度申し上げます。今、共通の時間をとってますので、そうしないとちょっとほかの方が。

はい、済みません。では、次行きます。どうぞ。はい、正面の方。

○参加者（Gさん）

失礼します。徳島住民のGと申します。

今日お伺いしたのは、香川県分水のときに反対運動をした者ですが、分水が決まったときに建設省は約束してくれたんです。池田ダムから下流に流水量は絶対減らさない、むしろ渇水期には増やすという約束をしてくれたんですが、現状は減っているように思いますので、今日はその流水量のデータ資料があると思ってきたんですが、それがないのでそ

のデータ資料をどこへ行ったらもらえるのかということなのと、そのデータで徳島市住民として知りたいのは、第十の堰の下流の流水量が減ったのか増えたのか、それが一番知りたいところなんです、そういうデータの資料が今日はないのでびっくりしました。

それと最近、地震、津波の災害マップというのがありまして、いわゆる川の災害マップも今日はもらえると思ったのですが、それもありませんでしたのでそういう資料は、浸水の災害マップなんかはあるのかないのか、流水の資料のデータはあるのかないのか。一度建設省へもらいに行ったことがあるんですが、そのとき係の人はそんな古い香川県分水時代からの流量資料はないように言われた記憶がありますので、ぜひひとつその資料を出していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○ファシリテータ

わかりました。Gさんですね。Gさん、こちらの方の、済みません、利水の方で取り上げさせていただきます。しばらくお待ちください。

あと、そちらの方を優先で。済みません。マイクをお願いいたします。

○参加者（Hさん）

徳島市のHと申します。治水について。

○ファシリテータ

治水はちょっと次の時間で、お待ちください。

○参加者（Hさん）

治水は次の時間。

○ファシリテータ

ええ、ちょっとお待ちください。

○参加者（Hさん）

今、何ですか。それでは。

○ファシリテータ

今、全般の共通のところでは。

○参加者（Hさん）

全般の共通で質問したいと思います。

○ファシリテータ

治水はちょっとだけお待ちください。もう治水の方もいっぱい待っていますので。

○参加者（Hさん）

いや、全般ですよ。じゃ、治水と利水しかないでしょう。

○ファシリテータ

ですから、ちょっと治水の方は。

○参加者（Hさん）

それ以外何があるの。

○ファシリテータ

ちょっとだけお待ちください。

○参加者（Hさん）

あんたね、あんた要するに、川の問題というのは治水と利水ですよ、住民はね。コモングのためにこの会があるのじゃないの。これは我々集まっている人たちの意見を聴くためにしておるのであってね、あなたは聞かないといかんの。

それで、この川のことについては我々住民にとっては、一番問題にしているのは治水と利水です。それで、治水で危険性があるから、危険性や心配のないように安心して徳島丸に乗っているんです。県民は1つの船に乗っておるんですよ。徳島県の船にお互い一緒に乗っているわけです。乗っている者がみんなが安心して、とにかく進行方向行くところは、例えば宝島へ行く。今、地方分権の中で各県それぞれ競争しておるんですよ。それぞれの船、和歌山県は和歌山丸に乗って動いているんだけど、徳島県の場合は非常に遅れているんです。なぜ遅れたかと。それはやっぱり知事なりその代表者が悪いということが言えるかもわからん。それを選んだのは県民である我々なんです。我々がそんな点に関心を持ってやらないといかんということで、質問をしたいと思うんです。

今日もね、要らんことを言うようだけでも、建設省の人はこれだけの方がいらっしゃっておるんです。役所の組織というのは、代表者がそれぞれ出て聞いて、それで横で連絡をとるとというのが、どちらかといったら民間では皆そういうようにしているわけです。今、役所の方が私らもいつも思うんだけど、これは余談になるかもわからん、まあ全般について言うけれども、やっぱりその公共工事はまず公正であるということ、効率を考えると、それからスピード、いつまでに何やると、工程表をつくる、こういうことによって県民の信頼を私は得られると思うんです。

私は今この川の問題について特に懸念しているのは、要するにこの間の平成16年の10月23日の台風23号、あれでは1万6,400m³/sですか、岩津で。それだけの水量が、戦後最大のものが流れたと。このときに上流の、例えば早明浦とか池田ダムは幸いにして渇水状態

であったと。これから始めようとしているのは、今説明を聞いたけれども、上流に築堤をやる、遊水地帯をなくしていくということで、その場合、この間の戦後最大の水量が流れた岩津で1万6,400m³/s、その上に遊水地帯になったやつが今度、本川に流れる。それから不幸にして、不幸か、利水でしたらいい方ですけども、あれですね、早明浦とか池田ダムが満水であったと、そのときに放流した水、そういうものを勘案して、そういう条件のもとに想定されたいわゆる岩津の水が大体3,000m³/sぐらい増えるじゃないかと、巷では言われています。約2万m³/sぐらいの流量になってくる。

なったときに、この間の、そうすると、今第十堰の問題、話してたけれども、あのときは1万9,000m³/s流れたら第十堰は切れるということを言いよったんです。建設省も、あのときは県知事さんも県議会だって戦後ずっと全員一致で解決して、ああいう固定堰である可動堰を直して、可動堰じゃないわ、固定堰をとるということで、全国に100何十カ所か一級河川で固定堰があったけども全部なくしてしまっって、私も紀ノ川の可動堰を見たり、長良川を見たけども、これは全国で固定堰を可動堰に変えた実験はもう全部済んでおるんですよ。

それで、どこでもやるところはものすごく反対があった。反対があったけどもやったんです。やった結果、例えば水質がどれだけ変わったか、あるいは川にすむ生物がどれだけ可動堰に変えたことによって、固定堰と可動堰を比較してどういうふうな条件になったか、その答えはもう全部出ていると思うんです。私は行って聞いたんですけども、反対した方もみんなできてよかったと、安心してね。僕はもうあそこへ行って、紀ノ川ですね。紀ノ川なんか行ったら、魚道だって全部地下室から見れば、全部上に網を張って鳥がとられんようにして、そしてアユが泳ぐ水流の急なところを上る魚とカニのような上る魚を魚道も2つに分けて、非常に生物に優しい条件に、前よりかよくなっていると。いろんな点で、これはまあ実験が終わったと思うんです。

私が思うのは、今、徳島丸に乗っている県民が将来に対して、子や孫に対して、安全で住みよい地域を残すというのが今生きている人間の務めだと思うんです。その中で、建設省は、特にやっぱり何のために建設省があるか、何のために県があるか。県知事さんも可動堰、第十堰以外のことでしてくれと言ひよるんです。第十堰から逃げているんです。そんな姿勢で、実際県民が豊かな県民生活のできる政治が行われるかどうか、ここらはやっぱり住民がしっかりして、そして確かなものを残していけるということにしないといけない。

だから、建設省に申し上げたいのは、これは余分になるかもわからんけども、道路整備率も47都道府県の中で徳島県は最下位です。これは、要するに調べたデータを見ると、車が対向できて制限速度で走れる道路というのは一番少ないんです。それから下水整備率、これも和歌山県が最低だったけど、徳島県は今最下位になっているんです。ということは、この間、日本経済新聞で社会経済研究所というのが発表しておったけども、徳島県は47都道府県の中で最下位なんです。負担が多くて受益は少ない。負担がどうかと、全国で一番高いのは吉野川市の住民。例えば、住民票をとる金でも。

○ファシリテータ

Hさん、済みませんが、ちょっとだけ。

○参加者（Hさん）

470、450円か、100円。ということは、政治が非常に悪い。これは県会議員から市会議員、我々の代表である人がもっとしっかりと国民というか県民の生活ということを考えて、将来に美点を残すような政治をしてもらわんと困る。そのためには、我々がしないと。今度、地方選挙。もうやめるけどね。地方選はもうやがて行われるけど、そこらもやっぱり考慮してやってほしい。これが私の意見。

それから、今質問したことについての答えは建設省でできることはしてほしい。この治水が、特に今まで言っていたのが危ない危ないと言いつたのがこういう条件になってきておるのに、あれやなってから忘れたように10年間そのまま、いや、実は我々が言いつたのは、建設省が言ったのは間違っておったんやと、安全なんだと言うんならええんだけど。

○ファシリテータ

Hさん、もうちょっと簡潔に。そろそろ終わっていただきたいと思います。

○参加者（Hさん）

いや、もう終わるて。そこらをやっぱり説明責任というものはあると思う、建設省に。我々はやっぱり民主主義の根幹というのは説明と納得なんですよ。我々は納得せないかんわけ。ということは、説明がなければ何とも不信感を持って10年間来ているわけです。ですから、ここらをはっきりしたことを言ってもらって、我々安心したら、可動堰であろうが固定堰であろうがいいわけだけどね。河川法から言って、河川法に言ったって、要するに水の流れを阻害するものは置いてはならんとなっておるんですわ。それを置いてある。

○ファシリテータ

もうそろそろ。

○参加者（Hさん）

以上な。それなら、やめとく。言うこと何ぼでもあるから。

○ファシリテータ

実は、今30分来ました。全部で30分来ました。全部で30分来ましたですね。ぜひ皆さん、ご協力をいただきたいと思います。やっぱり今日ルールですから、もう一度、今日の会の目的は、実は今日第2回目でございます。修正の素案が出ております。素案についてどうかということをご希望したい点と、それから皆さんから出てきた意見に対して国の回答が出ています。ぜひそういったご意見いただきたいと思います。

一応、今日ルールということで今から治水の方へ行きたいと思いますが、もう一度簡潔にお願いしたいと思います。一応、治水の方へ行かせてください。皆さん、もう一度見てくださいね。治水で今から30分とりたいと思います。ぜひ、ご協力をお願いしたいと思います。それぞれ多くのご意見がありますので、もう一度、今日私、進行役の方、非常に苦労していますが、お願いします。治水の方からお願いします。

○参加者（Aさん）

いやいや、だからね、運営方法について皆さんが納得してないんですよ。だから、その点について先ほど意見も出ましたけれども、今までの経緯をきちっと説明をして、こういう形でこういう策定をされるんだということを合意がなかったら、また蒸し返しになりますよ。

○ファシリテータ

それはAさん、やっぱりこちらの方でさせてください。

○参加者（Iさん）

でも、今、全般のことで、この素案についての意見について、その時間で30分とっていただかないと、今全然関係ないところで30分が過ぎてしまったわけです。全般の。

○参加者（Hさん）

関係ないことないよ。

○ファシリテータ

ちょっとこれは今日、進行の方からそうさせてください。

○参加者（Hさん）

いや、今の発言、ちょっとおかしいよ。

○ファシリテータ

いえいえ、治水は治水でいらっしゃいますので。

○参加者（Iさん）

ルールができてないと思う中で議論するのは、とてもこれを全般だと言われてずっとこの調子でやられると迷惑、これが全般だということはルールが徹底できてないと思うんですよね。それ自体が問題だと思うんですけども。

○ファシリテータ

今日はいろんなご意見ありますので、今日は私どもコモンズの方のこの方針でさせていただきます。お願いいたします。

○参加者（Iさん）

では、ルールどおり30分を全般についてでやっていただけませんかでしょうか。

○ファシリテータ

今、あの。

そしたら、もう一度言いますね。では、全般について、あとご意見がある方。全般ですよ。では、何についてだけを申し上げます。全般の何についてだけ。

○参加者（Iさん）

はい。全般の13番の。

○ファシリテータ

13番。それだけお聞きします。

○参加者（Iさん）

13番、14番の。

○ファシリテータ

13番、14番。

○参加者（Iさん）

はい。

○ファシリテータ

はい。

○参加者（Aさん）

13、14。

○ファシリテータ

13、14。

○参加者

全般で言わせてください。

○ファシリテータ

全般ね。

○参加者（Jさん）

13、14。

○参加者（Kさん）

資料の中に大概説明してあると思うんですよ。それ以外の質問を聞いたらどうです。これ読んどったら今質問しよったようなこと、ある程度書かれていると思います。

○ファシリテータ

そうですね。ちょっとだけお待ちくださいね。そしたら、一応皆さん、進行の方については今、全般の13、14の方がいられますので。

全般の方でございますか。項目だけちょっと教えてください。

○参加者（Lさん）

今までたくさん意見がありましたけども、この建設省とかいろんな意見があるのに対して何ら回答がないんです。

○ファシリテータ

今、回答ができなかったんですね。

○参加者（Lさん）

その質問に対して回答してほしい。それから意見を言いたい。

○参加者（Dさん）

そのとおり。

○参加者（Lさん）

何で並んどるんですか、これ。こんなたくさん意見があるのに皆、言いつ放しです。建設省なり、それは県なり、それから意見を言うてくださいよ。回答してください。これがええとか悪いとか、これをお願いします。

○ファシリテータ

はい。実は今は意見が言えなかったということでご了承ください。皆さんご自身の意見を言われましたので。

では、進行の方は、今全般の方、30分過ぎましたが、13、14があるということで確認させていただきまして、次へ行かせてください。

治水の方からまいります。先ほど全般の中から出てきましたこちらの方ですね。災害マップについて資料提供はないか、防災マップ、地震、洪水、津波はどこに行けばもらえるのか、そのデータが今日ない、災害マップが今日なかった、この点について事務局の方からご回答いただきたいと思います。今、治水へ入りたいと思います。

○参加者（Dさん）

一般のことも回答してもらわな困る。

○河川管理者

山地でございますけれども、私の方から今の点について。

データの話でございますけれど。一応、詳しいデータはまた閲覧できますので来ていただいたらいいのですけれども、今の素案の中に35ページに表が載っております。流況という形で載っております。そこを見ていただきますと。

済みません。災害とかハザードマップの話は各市町村の方がつくっております、まだできてない市町村もございますけれども、徳島市だったでしょうか、徳島市はできていると思いますので、市の方へ行けばもらえることができると思います。

流量の方はよろしいですかね、今の。ちょっと流量の方も言いましたけど、35ページにあります。また詳しいデータは閲覧できるようになると思いますので、来ていただければ見ることはできると思いますので、よろしく願いいたします。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。治水の方は時間がちょうど今からですから、今3時20分になったところですので、30分ということで3時50分まで今予定しています。治水について。

はい、どうぞ。お名前とおところを言っていただきたいと思います。

○参加者（Lさん）

徳島市です。Lと申します。

川の管理は治水と利水と環境、この3つが大事なんです。川の管理はね。それで、この治水・利水・環境の方で今、問題になっております第十堰の問題、これは治水・利水・環境、皆関係あるんです。こいつはね。それで、自然保護というようなことを盛んに言う人もありますけれども、自然保護は大事です。これはむしろ大事です。自然保護は大事です

けれども、治水、利水も大事です。同様に大事です。

治水・利水・環境の中で、もしこのどれか1つが欠けても困るんです。徳島県としてもね。治水・利水・環境、この3つをコントロールせなあかんのです、これからね。県としても市としても治水・利水・環境ができなから、これは問題にならんのです。

この意味におきまして第十堰というのは、これは人生に関係があるんです、人の生活。この中で人生ということ、問題、テーマになつたらんのですけども、こんな大事なことを放つてほかに何かの事を言うたって、これはいかんと思う。

やっぱり人間が安全に暮らすという意味におきまして、治水も利水も環境もみんな大事なんです。この意味におきまして第十堰というのは、治水・利水・環境3つに皆関係あるんです。第十堰は第十堰だけでないんです。環境ももちろん大事です。ですから、第十堰も大事。治水だって利水だって、これはもう大事で大事で大変大事なことなんです。これはできなから、徳島市でも徳島の板野、下板でもこれは困るんです。

その意味におきまして、治水も利水も環境もこれが成立するような、成り立つような方策を県なり国なりは講じないかんと思うんですよ。それだけをお願いしたいと。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。よろしいですか。

ほか、治水関係でお願いします。はい、どうぞ。

○参加者（Mさん）

徳島市の城南町のMと申します。今日、「意見を聴く」と書いて「（下流域）」と書いてあります。私は下流域に関係があるので今日参りました。

森林があつて根があつて土があつて保水されて、余った水は河川に流れていくと。外へ降ればそれが地下水となって、伏流水となって人間の血液の動脈、静脈となって地下水ははっておると思うんです。

それに対しまして、最近100年もすれば氷山が皆とけて10年後には80cmは海面が上がるだろうと、こういうふうに言われております。

そのときに、私は南田宮に勤めておりましたが、ブドウ糖とか水あめをつくる会社。それから洋酒、清酒の会社がありました。塩分が入ってきました。今から45年もなると思います。それが今度、たとえ100年と言わず50年として40cm上がった場合、恐らく海水が地下水とか伏水を押上げていくと思うんです。そうした場合、田宮あるいは藍住、板野、これに塩害を及ぼすと思うんです。

その場合に、この前それこそ第十堰が出ましたが、何キロか上に堰を持っていくという話が出ておりましたけど、そうなってくるとますます塩分が上へ押し上げていくということになりますので、その50年後を見通した建設省の考え方、どういうふうにするか、これを聞きたいんです。恐らく今、年に1cmぐらい上がっていくというのは確かです。氷山が東京ドームの何百倍が流れて海水になっておるということも聞いておりますので、その点よろしくをお願いします。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。ご趣旨として地下水の上昇関係ですね。これについていかがでしょうか。事務局の方から。

○参加者（Mさん）

治水と利水は本当に関係あります、これは両方。

○河川管理者

山地でございます。地下水位の上昇というよりも、温暖化によって海面上昇があつて、地下水位も河口付近では塩害が増えるのではないかとというようなご質問の趣旨だと思います。

温暖化につきましては、ご回答もしているところでございますけれども、一応私どもの方では温暖化による影響、今の地下水も含めまして今後、例えば気象条件がどうなるのかといった部分も含めまして非常に今のところ予測は困難と、あるいは予測されているものもありますけれども、非常に幅が広いといったところもございまして、それをすぐこの整備計画に今何かの形で反映するということについてはできないというふうに思っております。

ただ、整備計画をやっていく中で、そういう状況が確認といったらおかしいんですけれども、出てくるということがあれば、計画の変更はしていくということで書いてございますので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

はい。ほか、治水関係いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○参加者（Aさん）

徳島市のAです。座ったままで失礼します。

○ファシリテータ

はい、結構です。

○参加者（Aさん）

今、温暖化との関係もあるので言いたいのですけれども、温暖化は全般ですね。関連するんだったらいいですか。治水に関連します。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Aさん）

治水-2の「施設能力を上回る洪水への対応について」という項目があります。この項目と僕は温暖化の問題、対策と密接に関連していると思うんですね。

これは基本的に温暖化で予想される問題というのは、想定される計画以上の集中豪雨が多々発生するであろうということが予測されています。あるいは、渇水も同じです。想定された以外の事態になったときの対応を一体計画の中に取り込むのか。それとも、もうこれは無理だという形で後回しにするのか、この問題だと思うんです。

僕は、この新しい河川法で河川整備計画をつくる以上、安全面においても今まで以上に向上しなければつくる意味がないと思います。それから、従来河川整備の目的となっていなかった環境を保全、回復する、こういうふうな面での向上がなければつくる意味がないと思います。

そういう点からすると、国土交通省が今、修正素案で出されている点については非常に不満です。そういう河川法の趣旨が生かされていない。それから、住民の懸念に対してまともな答えになっていないということなんですね。

では、どうすればいいのかということについて言えば、僕は大きな点が1つあると思います。それは、想定外の洪水に対して被害を減らすためには、考え方の中で述べられているのは、危機管理としての被害軽減措置と言われてはいますが、方法はいろいろあります。これは河川区域内の事業について整備計画をするということで切っていいわけはないと思うんですね。そういうテーマがあるんですから。だとすれば、河川区域以外のテーマについて、具体的にどの役所と、それからどの市町村とどういう体制をとって、そういう新たなテーマに対して答えようとしていくのか、この道筋を最低限示す必要があると思うんです。これは30年ですからね。

少なくとも5年以内の間にここまでの協議はする。どことする。どこまでのテーマについて実現をする、こういうプロセスをぜひ出してもらいたい。それができるのかできない

のかということをお聞きしたいと思います。そうしないと安全になりません。とりあえずちょっとこの点だけ。

○ファシリテータ

はい、わかりました。治水-2の関係ですね。特に計画以上、想定以上の洪水が来たときに、それをどうするのかというふうなことです。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長をしております佐々木です。お手元資料の治水-2というところで、「施設能力を上回る洪水への対応」ということで、私どもの考え方とその考えに基づいて素案を修正したものをそちらに載せているところであります。

これを見ていただくとわかるかと思いますが、決して河道の中の話だけではなくて、それ以外の住民への情報の提供でありますとか、そういった万が一浸水したときのソフト的な対策について記述を追加させていただいたところであります。これについてもいろいろご意見はあるかと思いますが、私どもとして今、考えられるものについて、それをこの素案の修正という形で記載をさせていただいております。ご理解いただきたいと思います。

○ファシリテータ

ちょっとお待ちくださいね。はい、どうぞ。

○参加者（Aさん）

ちょっと今のはお答えになってないんですね。先ほどはその点をお尋ねしたんです。つまり、危機管理以外に、情報提供ということ以外にすることがあるんじゃないか。

いろいろあると思うんですが、例えばいろいろあると思うんですが、1つは例えば洪水のピーク流量自体を全体として抑える、そのための方策はないのか。これは例えば後で出てきますけれども、これは森林の整備の問題と関連をします。森林以外にも、土地利用のあり方、例えば都市計画で無秩序な開発をどういうふうに抑制したらどれだけの効果が出るのかという問題。あるいは、そういう遊水地をどれだけ確保すればいいのかという問題があります。そういうふうな土地利用計画に対する河川管理者としての、他の分野ですね、他の行政、他の地域に対するそういう点からの提案というのがぜひ必要だろうと思います。これが1点。

それともう1つは、想定された洪水、あるいは治水施設の能力を超えた洪水、これに対して、堤防がどれだけ対応できるのかという問題です。

例えば、現在の堤防の高さを越えるような、もしそういった洪水が発生した場合、現

在計画されている堤防で、そういう越水に対して堤防の強度というのは想定されているのかどうなのかというふうなことも当然絡んできます。

そういったことがもし検討されたのであれば、堤防の計画自体がそういう想定外の事態に対してもこれだけの安全度は持てるということで住民は信頼ができます。地域も信頼ができます。

ところが、堤防の、現在計画されているのが、従来どおり、基本高水から始まって計画高水位までに対しては安全は保障するけれども、それ以上には保障しないんだということになってくると、そういうふうな事態に対する不満というのはそのまま残ってしまいます。その点についての説明が先ほどなかったので、引き続いてお願いをします。

○ファシリテータ

はい、洪水ですね。予想外の洪水が来たときの特にほかの分野との連携という点が1点。それから、もう1点は、そういった洪水が来た場合の今の堤防がどうなのか。この2点についてお願いをしたいと思います。

○河川管理者

佐々木です。2点目の方からお答えしたいと思います。私どもが今想定している計画流量、この整備計画においては戦後最大の洪水であった平成16年の洪水を対象としているわけです。

それを先ほど言うておられましたハイウォーターという計画高水以下におさめるということで施設のメニューをつくっているわけですが、その堤防の計画高水位を上回る洪水が来た場合には、万が一ということになりますけれども、破堤するおそれもあるというのが現状であります。ですから、越水という話もありましたけれども、堤防自体は土でできておりますので、越水が生じたようなときには破堤をするおそれというのは非常に高いということになるかと思えます。

そのような状態に備えて、万が一という場合に備えて関係機関との連携というお話でありますけれども、先ほどの説明と重複するところがありますけれども、今私どもとして関係機関と連携を諮りながら進めています例えばハザードマップですとか、あるいは水防団による水防活動ですとかそのような点については、我々としてできるものについて記載をさせていただいているところであります。

また、これからさまざまな形で自治体ですとか地域との連携というのも当然出てくると思えます。そういう形で、総合的な浸水対策の推進を図るというふうな記述も載せさせ

ていただいているところであります。これについては、さらに具体的な提案ができるようになった段階でまたお示しすることが可能かと思いますが、現時点では今ここに記述している内容かというふうに考えているところであります。

○ファシリテータ

まだ具体的なところまでは行ってないというふうなことでございますね。

○参加者（Aさん）

ちょっと待ってください。いつまでにというのを聞かないと。30年間なんですよ、もう。5年、10年はすぐたちますよ。

○ファシリテータ

では、そのいつまでにということですね。

○参加者（Aさん）

そうです。どういう計画でいつまでに何をしようとしているのかということがないと、意味がありません。

○ファシリテータ

今、ご質問として、まだ決まってないということでしたが、それが大体どのぐらいのスケジュールとかいうふうなことですね。

○河川管理者

残念ながら、この時点で今ここに書かれている以外のメニューを具体的に何年後にというふうにお示しすることはできないという状況であります。

ただ今、既にやり始めているもの、あるいはこれからも努力をするものについては、この整備計画の中に修正して記載をさせていただいております。

○ファシリテータ

もう一回だけAさんに行きまして、さっきからずっとこの一番後ろの方が挙がりますので、次この一番後ろの方行きますので。もう一回だけお願いします。

○参加者（Aさん）

ただ、進行については、先ほどルールをおっしゃったのはわかったんですけども、これは非常に大事な問題です。これは整備計画を何のためにするのかという根幹に関わることなので、これはやはり納得いくまで繰り返しやりとりを保障してもらいたいというふうに思うんですね。

それで、やっぱり今のご回答については非常に不安です。それだったら従来から協議し

たことを何ら一步も出ていません。少なくともこれ30年間というやっぱり遠大な、大きな流れの中でつくる以上、これは具体的な第一歩として新しいものをつくっていくというスタートはぜひしてもらいたい。もし国土交通省の方で今のところ腹案がない、あるいはできないとおっしゃるのであれば、専門家、地域住民と本当に身近に被害に直面している人も含めてその対応について知恵を集めたらいかがですか。そういうところにぜひ研究活動としてでもスタートしたらどうですか。それを提案します。（拍手）

○参加者（Lさん）

賛成。それをぜひお願いしたい。対応をやっぱりせなあかんですわ。今まで県も市も何ら対応しとらん。何ら対応しとらんです。

○ファシリテータ

はい、今、提案がございましたので。ありがとうございました。

○参加者（Dさん）

だから、さっきから言いよるでしょう。私、最初ちょっとほえたけども、本当に言い放し、質問し放し、聞き放し、何もなし。

○ファシリテータ

今日は、それを意見を交換する場ですね。

○参加者（Dさん）

これでは、高い税金を使って何しよるんだと。だから、十のうちの一つでも今日決めたことを実行に移さなんたら、ようけ雁首そろえてやな。

○ファシリテータ

では、一番後ろの方、大変お待たせいたしました。マイクの方をお渡してください。もう大変お待たせいたしました。おところとお名前と。

○参加者（Gさん）

利水のことです。

○ファシリテータ

わかりました。えっ、治水ですか。

○参加者（Gさん）

はい、治水のことです。

○ファシリテータ

おところとお名前いただけますか。

○参加者（Gさん）

徳島のGと申します。

いろいろ計画案のご説明をいただいたんですが、その計画の中で現在水量が幾らあるのが、これをすると幾らの水量になるかということが全然ないんです。それで、そういう計画案には必ずこれをすると、水量がこれだけになるからこれをするんだというふうな計画書を出してくれないと、いいのだから悪いのだからさっぱりわからないので、ひとつ具体的にそういう資料を、流水量の資料を出していただきたいと思います。計画した以上は流水量がこれだけになるというのはわかっていると思うんですが、私にはわからないので、その資料をひとつ必ず計画したときには現在の流水量のデータ、それからその計画案ができたときの流水量がこれだけになるという説明をお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

Gさんからちょうど治水-1のテーマ、「河川整備において目標とする流量について」にあたるかと思いますが、事務局の方からお願いいたします。少しお待ちください。

○河川管理者

済みません、山地でございます。ちょっと今、先ほどの利水関係のようなふうにも今ご質問が聞こえたんですけれども、治水の流量ということでございましょうか。

○参加者（Gさん）

はい。治水の計画案の説明を受けましたので、その説明にはこういうことをすればこういう流量になるということがありませんでしたので、例えば木を切ったらどの木を云々やという説明がありましたんですが、遊水地帯をこういうふうにしたらどうなるという肝心の流水量がそれをしてどうなるかという数字がわからないので、よろしくをお願いします。

○ファシリテータ

川に流れる水の量ということでよろしいですか。

○参加者（Gさん）

そうです。

○ファシリテータ

はい、お願いいたします。

○河川管理者

はい。治水の面から申し上げますと、素案にも書かせていただいておりますけれども、54ページの方に書いてございますけれども、今回の整備計画の素案の中では、戦後最

大目標流量ということで、目標流量は1万9,400m³/sでございます。そして、その中の整備計画流量、流す流量は、その中の1万6,600m³/sを川の中で流すという計画にしております。そのために、先ほど言いましたように堤防をつくったり、河道を掘削したり、あるいは樹木を伐採したりということの治水対策をやることによって、とりあえず1万6,600m³/sの水を流すというような計画でございます。

○参加者（Gさん）

現在の流量が幾ら減るかというのがわからないんです。

○河川管理者

現在の流量というのはちょっと、済みません、どういう流量をお答えしたら現在の流量というお答えになるのでしょうか。

○参加者（Gさん）

それをする前に今現在流れている分ですね。

○ファシリテータ

マイクをちょっとお使いいただいたら。

○参加者（Gさん）

今現在、例えば100流れていると。そういう利水をしたら、それが80になるとか減るとか120になるとか、そういう利水をしたら流れる量はわかったんですが、その量が減ったのか増えたのか、現在の比較がデータの説明がないのでわからないんです。増えたのか減ったのか何万m³/sと言われても、今現在は何万m³/sで増えたとか減ったとかいうデータを示してもらわないと、ただ何万m³/sになると言われても、それが何万m³/s減ったのか増えたのかそこへ比較で出してくれないと、それがよかったのか悪いのかさえわからないんで。ひとつ、そういう何万m³/sになるというのはわかるんですが、現在何万m³/sだから何万m³/sになって、何万m³/s減ったとか増えたとか、そういうデータを出してくれないと、いいとか悪いとかの判断のしようがないんです。

○ファシリテータ

吉野川の川の中を流れる水の過去の量とかそういったご質問でしょうか。

○参加者（Gさん）

そのために増えたとか減ったとかいうことだろうと思うんですが。

○ファシリテータ

工事をして増えたとか減ったとか、そんなことですか。

○参加者（Gさん）

今、計画案をすると何万 m^3/s に流量になるというご説明がありましたので、その何万 m^3/s になったのは前より増えたのだから、前より減ったのか、この前の流量の説明がないのでわからないんです。

○ファシリテータ

現在どれだけで。

○参加者（Gさん）

そうです、そうです。よくなったのか、悪くなるのかがわからないんです。

○ファシリテータ

では、もう一度お願いできますか。

○河川管理者

はい。先ほど私がお説明した中でも絵は出したつもりなのですが、まず全体の計画量は私が今申し上げたとおりでございます。それと、最終的基本方針という将来にわたって計画している流量につきましては、その2万4,000 m^3/s という最終目標が今のところでございますけれども、それに対して今1万9,400 m^3/s を目標に整備をしていこうということでございます。

それと今、ではどれくらいかという話は、いわゆる洪水の話でございますので当然違いますけれども、現況の、今の現在の堤防あるいは堤防のないところもありますけれども、そういった川でどれだけ水が最大流せるのだろうか、どうもお聴きしますとそういう意味だと解釈しました。いわゆる今まで我々の言葉で現況流量と、現況の流下能力というような言葉で言っておりますけれども、それは今どれくらいかと言われても、その場所場所によって堤防ができていないところ、できていないところがございますので、具体的な地点を例えば言うのであれば、この箇所はこれくらいというお話もできると思っておりますけれども、具体的にはまたそういう資料もございますので、お示しできることはできると思っております。

○ファシリテータ

今、質問のご趣旨がまさに今言われた今どのくらい流れますかということですので、もし資料があれば例えば鴨島あたりとか、どこかそういった今あればというふうな。出ますか。

○参加者（Gさん）

要は、現在よりよくなるのか悪くなるのか、減らすのか増やすかをはっきりしてもらいたいんです。要は、そういう工事をしてよくなると、現在より何 m^3/s 水が減るとか増えるとか、それがわからずにただ暗黙であるのかどうかということもついでにお願いします。

○河川管理者

済みません。暗黙ではございませんで、今一番左のスクリーンにしか映っておりませんが、私が言っていたものは、この絵のことでございまして、ちょっと見にくうございませうけれども、要はその上流から下流まで今線を入れておりますが、このように赤い線で見えていただく、特に右の方を見ていただきますと赤い線が入っておりますけれども、これがその箇所箇所ごとの今水を流すことのできる能力の量を折れ線グラフで書いております。今ご質問にありましたように、堤防をつくったり、あるいは河道を掘削、川を掘削したりすることによって、その赤い線が下の方にへこんでおりますけれども、水色の線が横に入っておりますけれども、あそこの高さ。高さと言ったらおかしいですね、流量ですね。流量まで水を流すことができるようになるという意味の絵です。

ですから、自分が住まれている場所に対してそれを見ていただければ、今の流量が大体これぐらいまで流せるところであって、そして今回の整備計画で堤防なりをつくっていけば、青い線のところまでの流量が流れるようになるということの意味でございしますので、そういうご理解でお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

ちょうど今、30分なんです。ちょっと確認だけとりますので。治水関係で、あと質問ある方、ちょっとお手をお挙げください。

3名ですね。項目だけをお聞きしたいと思いますので、どういった項目で。

○参加者（Iさん）

治水の2番の「施設能力を上回る洪水への対応について」。

○ファシリテータ

治水の2番。どうぞ。

○参加者（Hさん）

治水。

○ファシリテータ

治水について。はい。

○参加者（Aさん）

これ、いっぱいありますよ。だって、これだけで100何十項目あるんですよ。これはやっぱり意見交換で議論するためにやっているんでしょう。何かここで手を挙げない人は言えないような雰囲気になりしないでください。

○ファシリテータ

ええ。冒頭、今日は時間が限られているので全部行けないと思いますので、今ちょっとお聞きしているだけです。

一応、次に利水の方へ行きたいと思います。利水、3時50分から4時20分まででございます。

利水ですね、水の利用。吉野川の水の利用について、先ほど1人ございました。徳島市のGさん。香川県分水のときに反対した者ですが、国交省の約束した流量は減ったように思う。香川分水が決まったとき、池田ダムからの流水量が減っているように思う。こういったようなご質問でございます。

ちょっとお待ちくださいませ。利水についてのご質問です。ちょっと待ってくださいね。

まず先ほどの全般の方から出てきたところ、利水についてで。お約束ですから、こちらでやっていますので。

今から利水に入っております。3時50分、4時20分の間でございます。

○河川管理者

山地でございます。池田ダムから下流に流す水、先ほどちょっとお答えしたつもりではあったんですけども、素案の35ページの下グラフを見ていただきますと、少し見慣れない、見にくい図面ではございますけれども、その流況の変化ということで載せてございまして、お手元にある線で下の方の線がもともとの流量でございまして、上の方の線がそれ以降の実績の、早明浦ダムなら早明浦ができた後の流況といたしますか、流れている流量の線です。ちょっと今、前に映しておりますけれども、明かりがついておりますので見にくうございます。

素案の方を見ていただきますと、その差の分が早明浦ダムから水が少ないときにためた水を流して、下流の方に余分に流して下流の少ない部分の水を補完しているといえますか、上乘せして流しているという量の見方でございます。ちょっとその絵でとりあえず見

ていただきたいと思います。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。ご質問された方ですね。

○参加者（Gさん）

はい。

○ファシリテータ

もう一度だけ、これ。Gさんですね。

○参加者（Gさん）

今の問題ですが、池田ダムからのこの図で見ますと、増えているのか減っているのかそこら辺がちょっとはっきりしないので、まず減っていないというふうに理解しときます。

そのかわり、第十の堰から下流に流れている流水量が増えているのか減っているのか、こういうグラフをひとつ提出していただきたいので、資料としてもらえるのかどうか。第十の堰から下流に流れている水量、それをひとつ。非常に関心があるんです。新町川に流れる水に関係していますので、その流量が増えたか減ったか、それをひとつご説明していただきたいと思います。

○ファシリテータ

ちょうど利水と治水と相まったようなものですが、第十堰から下流の方で例えば新町川の方へ行く水がどれぐらいになったとか、そういったものも含めてですね。

○河川管理者

第十堰から下流につきましては、このようなデータというのは今ございません。感潮区間ということにもなっておりますので、海の満ち引きの関係もございまして、そこを具体的にとったデータはございません。

○参加者（Gさん）

第十の堰まで塩は堰から上っているんですが、今感潮ということをおっしゃいましたけど。第十の堰から上へは塩が上がっているんでしょうかね。それから、あそこの堰のから下へ流れている水量がわからないというのはちょっと無責任過ぎると思うので、そういうデータも当然建設省はあると思っているんですが、それはないんですか、本当にわからないんですか。

○ファシリテータ

特に今の件で、それが無いのですかというふうな。

○河川管理者

堰から下流に流れている水は、今の堰のすき間と申しますか、そういうところを通っている水や、あるいは地下水として出ている水もございます。したがって、うちの方でも個別にそういうデータをはかっているというのはございません。したがって、今答えとしてはございませんということでお答えさせていただきました。

○参加者（Gさん）

そうしますと、下流の別宮川に分水している水量もわからないのでしょうか。別宮川へ分水している水量もデータを出してほしいんですが、そのデータもないんです。

それで、その分水量が徳島市民に説明なく増やされたように聞いておりますので、そういうふうな増やすときには、やはり事前に市民に話をしてくれないと下流の者としたら非常に困るので、第十の堰で流量がないというとびっくりしているんですが、分水量のデータはあるのでしょうか。

○河川管理者

今、別宮川と言われましたけれども、別宮川というと今の吉野川の本川のことでございまして、旧吉野川のことでしょうか。

○参加者（Gさん）

水門がありますね、第十の堰の水門。あそこから下へ流れているのが別宮川なんですが、旧吉野川ですね。あれの水量が、そうすると私は非常に増えた、前より増やされたように思うんです、何の話もなしに。それで、そのデータを公表して発表してほしいと思うんですが。

○河川管理者

そのデータは第十樋門からとられている水ということで管理しておりますので、その水のデータがどういう水の量が出ているかというのは見ることができます。閲覧でも来ていただければお見せすることができると思います。

○参加者

今言うたらええやないか。

○参加者（Gさん）

一緒ですか。それとも増やしてないんですか。香川分水してから後で、増やしたか、増やしてないか。要は、香川に分水したために減ったのか、そこで別宮川に分水したために減ったのかちょっと知りたいと思ひまして。

○ファシリテータ

ご質問の趣旨は、第十樋門からの分水する量が減っているか、増えているか、変わらないか、その辺のところですか。

○参加者（Hさん）

そうじゃない。

○ファシリテータ

違いますか。

○参加者（Hさん）

早明浦からダムつくって高松に流れて分水しとるんだよ。それで、徳島県の吉野川へは水減らさんという建設省は約束したのに減っているやないかと。なぜ、減ったか。その量は一体どうなっているか。こういうことだよ。

○河川管理者

お答えいたします。香川用水に伴いまして、いわゆる水利権の話になってきますので、した後と今、これは同じでございます。

○ファシリテータ

香川用水の前後で変わらないというふうなことですね。

○参加者（Gさん）

データ、もらえますね。そのデータは、どこへ行ったらもらえますか。

○河川管理者

それは第十樋門から流している量は管理されておりますのでわかると思います。

○参加者（Gさん）

建設省行けばもらえますね。

○河川管理者

はい。

○ファシリテータ

よろしいですか。変わってないということでございますしたので。

利水の方、ほかいかがでしょうか。利水関係、よろしいですか。どうぞ。おところとお名前、再度お願いいたします。

○参加者（Lさん）

徳島市のLです。先刻、私は治水と利水と環境は三者とも、ともに大事だと、こうい

うことを申し上げたんです。

治水も利水も環境もこれはどれもこれもみんな大事であって、どれが優先され、どれがおくれてもこれは困るんです、実際にね。それはそうでないですか。治水が大水のとくに洪水が起こる、これは困るですわね。それから環境だって大事です。

その意味におきまして、治水も利水も環境も大事なので、これを完成するものは何であるかと。これを建設省なり何の方は考えてほしい。これを完成するものは、よろしいですか、これは開閉の橋であると。これを私は言いたいです。開閉の堰であると。これはぜひともこの意味におきまして開閉の堰、これを完成。

固定堰があるのは徳島だけです。ほかの府県に固定堰のあるところがあるんですか。あるんやったら言うてほしい。ほかの府県は全部開閉の堰になっているんです。この意味におきまして、建設省はどのようなお考えを持っておるのか、これを私は聞きたいんですけどね。

○ファシリテータ

今、利水のところですけど、治水も利水も環境も大切だというふうなことでございまして、事務局の方から若干コメントをいただきましたと思います。

○河川管理者

ご指摘のとおり、治水・利水・環境、これらについては調和をとりながら河川改修をするにしても水利用をするにしても、環境というものを考えて進めていきたいというふうには考えているところであります。

さらに堰の話がございましたけれども、一般論で言いますと、治水上支障のある構造物については治水上の支障がないように、固定堰を可動堰にしているような堰というのは全国に散見されるところであります。

第十堰の課題については、こちらの方にも先ほどご紹介したと思いますが、別途検討するというところでありますので、この場と違ったところで検討を進めてまいりたいというふうには考えているところであります。

○参加者（Lさん）

それはありがたいね。ぜひそれをお願いしたい。

○ファシリテータ

ありがとうございました。

利水で先ほどひとりお手が。ちょっと待ってください。こちらが先だったので。いい

ですか。お待ちくださいね。はい、どうぞ。おところとお名前をちょうだいしたいと思います。

○参加者（Nさん）

徳島市のNと申します。たくさんの量を一度にこの場だけでという話は非常に難しいかと思いますが、ただここで1つたくさん目につくのは、例えば利水のところで国営総合農地防災事業の話のところをご回答していただいていますね。

ただ、回答の内容がこれ読んでいただきますと、ちょっと今ページが。

○ファシリテータ

ちょうどテーマ、利水の6番にかかわるところですね。

○参加者（Nさん）

はい。この答えが、「国営総合農地防災事業の指針に関する協議については、環境に配慮した上で協議なされたところでは」。これでは、どなたも回答としてはわからないと思うんですね。国交省からの回答は、いつも何とかに配慮しますという抽象的な文言だけで終わる。ですから、皆さんはここまで何も答えていただけてないじゃないかという話になるわけですね。

ここら辺のご見解、多くの住民の人たちはこの国営総合農地防災事業で水量もかなり減るだろう、いろんな問題がいっぱい起こるだろうということをととても懸念しているわけです。

そうしたことの中で、具体的な形ではひとつも回答がなされていないし、今後どうするか、どのような協議をするか、どういった内容なのか一切ない。こういった計画を、これから30年の計画を決められるということですが、これでありますと非常に一方的な話としてしか聞こえない。どういったような形の中で今後この計画に、これから30年の計画、方法論というか、いろいろあると思うんです。ここら辺のところもご提示していただきたい。そういった意味で、ここら辺の回答の内容等を国交省の人はちゃんともう少し説明をしていただきたいと思います。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。

○参加者（Nさん）

これは全般に通じていることですが。

○ファシリテータ

はい。今、Nさんの方からまず利水のところでは意見の考え方の56ページのところの利水-6について、これはちょっとまだまだよくわからないということ。それだけでなく、これ以外についても同じような表現があるので、どうお考えかということと、その方法論をどうしますかというふうなことです。

まず、この利水-6について。今ここの考え方が約2行についてありますけれども、これについてももう少し補足をいただきたいと思います。同時に、ほかの同じようなところについてどうするかというようなこともあわせてお願いします。

○河川管理者

ちょっと私の方からお答えできる部分をしたいと思います。山地でございます。

国営総合農地防災事業と農林水産省の方が我々と水利権を協議して今でなくて昔から農地、農業用水ということで取水をしている水でございます。最近、その水利権の更新ということで申請がございまして、我々はその申請につきましてこういう関係も含めまして協議させていただきまして、一応許可が終わりまして今工事をやっているという状況でございます。

その辺のとっている水がどうなったのか、これはまた別の機会でお話ししてもよろしゅうございますけれども、全体的にはとり方を変えたと、少し水の量も減らしたというところで、農地も減っているのにというような表現もございますけれども、その辺は当然許可をする立場として農地の面積が幾らから幾らになったと、だから水はこれぐらいでいいんだらうとか、あるいは今の農業のやり方が少し早場米ということで早目に田植えをされたりそういったことがございます。そういったことに対応したように、取水のパターンを少し変えたりとか、そういった協議がございました。そういったところを審査しながら、吉野川の水に極力影響がないようにという形で協議を進めて、許可をいたしたところでございます。

また環境につきましては、いろいろご懸念されていることがあるということで、その審査の中でも今の現状の調査をやっていただきまして、今現在、工事をやっておりますけれども、引き続きにモニタリング調査をやりながら、できた後もそういったものがどうなるのかといったところも調査、評価をしながらやっていくということになっております。

ざっと概要を答えますと、そういうことでございます。お答えの方は、申しわけございません、こういう形で今ちょっと書かせていただいておりますけれども、全体的にはそういうことでございます。

ほかの回答の部分につきまして、どういう書き方ができるか。できる限りご要望の形で、わかるような形でご回答を今後記入したいと思いますけど、それについては私の方ではなくて、ほかの者からちょっとご回答させていただきます。

○ファシリテータ

ちょっと待ってくださいね。もう少し回答があるということですので。

○河川管理者

済みません。全体的な回答の今の書いている部分につきましても全体的にわかりやすい形で、もう少しわかりにくい部分を修正していきたいと思います。

○ファシリテータ

ご質問のNさん、いかがですか。

○参加者（Nさん）

大切なことは、そういったことを公開していただけることですよ。例えば、今の農地防災事業の話の内容なんかをやっぱり気にしている人たちにやはり情報がちゃんと伝わるような仕組みといますか、そうしないと今、具体的にわからないわけですから。そういったことを計画の中では、そういうふうな公開のシステムみたいものも盛り込んでもいいんじゃないかということをお願いしたいわけです。

○ファシリテータ

そういった情報について知りたいので、情報公開というふうな点ですね。

ちょっと待ってください。どうぞ。もう一度、今の件で。まずNさんの。

○河川管理者

私どもの所管している事業ですとかいろんな観測データについては、ホームページを活用するとか、あるいは情報公開法なども整理されていますので、その中で要求、請求があれば公開するとか、あるいは事務所の中に閲覧室というのを設けておまして、そこで各種資料が閲覧できるような体制をとっております。

ただ、国営総合農地防災事業については私どもの事業ではないので、私どもがみずからPRするとかそこまでのことはしてないということです。

○参加者（Nさん）

ただ、やはり住民から見れば別々ではないわけですよ。だから、いつもそういうふうにして縦割りのことだけで拒否されますけど、今皆様のご議論はやっぱり総合的な観点で非常に心配されているわけですね。そこをやはり考慮していただければ。私たちの管轄

でないからと言っても。森の話もそうですが。

○河川管理者

河川管理上必要なことについては、できるだけ丁寧にご説明していきたいと思えます。
よろしくお願ひします。

○ファシリテータ

こちらの方からお手が挙がりました。一番右の方、お願ひいたします。どうぞ。

○参加者（Oさん）

済みません。今のことに關してなんですけど。

○ファシリテータ

おところとお名前をお教へください。

○参加者（Oさん）

徳島のOと申します。今、Nさんがおっしゃったのも、先ほどAさんがおっしゃったのもそうだったんですけど、やっぱり縦割りとかそのとき限りのことばかりおっしゃるからあれなんです。もっと情報公開もそうなんだけど、それをみんなにわからせて考えてもらうというシステムをおつくりになっていただかないと、やっぱり。

情報は開示しましたとおっしゃいました。でも、みんながみんなコンピューターを見るわけじゃないんです。情報開示とおっしゃいますけれど、本当は取りに行けないような、1階の見えるところに置いてくださるのではなくて、8階の上のその部屋にありましたとか、国交省に来ていただければあります、そうじゃなくて、本当に見せてもらえるんだったらもっと駅前で配ってください。駅前に置いてください。そういうことが本当の情報公開であって、また本当に住民の意見を聴いてもらうという姿勢をお持ちになるのであれば、そこらのところからやっていただきたいと思えます。

それで、言っぱなしとおっしゃったけれど、さっきのAさんのお答へも十分に私達にも、どういふのかな、もう一回、もう一回と聞きたいことも断ち切りなさいました。今、Nさんの意見も多分そうやと思えます。私、同じ意見だったので、ついもうちょっとやってほしいという意見で手を挙げさせていただきました。

○ファシリテータ

はい、ありがとうございます。今2つございましたね。1つが情報公開、もう少し考えて直してほしい点と、それとAさんの議論とNさんの議論、もう少し深めるような進行あるいは回答ということでございました。

まず、前半の方で情報公開、情報のあり方、今お役所まで来てほしいということで、そうではなくて、もうちょっと考えられないかというふうなこと。まず、これについていかがでしょうか。

○河川管理者

情報については、私どもできるだけわかりやすく、なおかつ入手しやすいようにということで、必要な情報についてはまだまだ不足だというご指摘でありましたが、努力をしているというつもりであります。まだまだ改善すべき点があれば、私どももできる範囲というのはありますけれども、我々が努力できる範囲で工夫できる場所があればやっていきたいという姿勢は持ち続けたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○ファシリテータ

それから、後半の方の意見の深まりという件については、特にこれ今、私どもコモンズも入っておりますが、特に今回、時間がおそらく足りないというのが実は進行してひしひし感じております。これについては、おそらく今日の最後あたり、あるいは今後の改善点になるかと思えます。

あと、利水についてどうぞ。後ろの方ですね。

○参加者（Fさん）

何遍も失礼いたします。

○ファシリテータ

もう一度、おところとお名前、お願いします。

○参加者（Fさん）

八万のFと申します。本日ここに皆おいでの方は大体が、これはちょっとピント違う話になりますけども、可動堰賛成に来とるような方みたいに思うんです。この場で人を攻撃することはいかんと書いてあるけど、私はそないに感じるんです。固定堰はよその地方にはないや言うておっしゃった人もあります。

しかし、勝浦川、園瀬川、那賀川、固定堰いっぱいあります。固定堰は上を流れるから、ガモクが来ても。そしたら、可動堰だったら樋門にひっかかって上流から家屋や乗用車が飛び込んでひっくり返ります。

そして、もう一つは工事するのに1つ板が48mが1つ板で、これを掘り方するためには鉄矢板をずっと打ち回して、そして中の土を掘削する。そのためには両方へ余分に25mぐ

らいは囲いをせなんだらあかんぞと。これが100mになるんです。

○ファシリテータ

Fさん、可動堰の話は後ろの方でさせていただきます。

○参加者（Fさん）

はい。もう私、これで帰りますからね。

それで、可動堰、可動堰と言うけど、可動堰はあかん。その工事が100mもせっきって、順々にあれ1,000何ぼあるんですよ、メーターね。5年も6年も1メーター、100メーターもせっきって、高い鉄矢板で。それだから、その時分に大きな洪水があったらどないするんですか。私は可動堰反対です。

済みません。どうも皆さん。（拍手）

○ファシリテータ

利水ということでお願いします。この後ろの方、挙がってましたので、一番後ろの方、お願いします。

○参加者（Gさん）

徳島のGと申します。先ほど分水も減ってない、それから別宮川の分水も増やしてないというご説明がありましたんですが、今現在新町川の入りにポンプ場があります。なぜ、ポンプ場が必要でつくられたのかがわからないので、ご説明のように減ってないし、分水も増えてなければ、昔と一緒にあんなポンプ場がなぜ必要になったのか、そのひとつご説明をお願いしたいんです。

といいますのは、ポンプ場のところ、私、学校時代、あそこボート部の稽古場がありまして、いつも学課を引き揚げたらボートに毎日乗りに行っていた場所なんで非常に懐かしいところなんです、ポンプ場ができて驚いたのでその必要な理由ですね。今までの説明ですと、流量は一緒、分水量も一緒、それなのになぜ新町川にポンプが要るようになったか、そこのご説明をひとつお願いします。

○ファシリテータ

新町川の水の利用というんでしょうかね。はい。

○河川管理者

失礼いたします。徳島河川国道事務所で工務課長をしております高橋と申します。今のお話につきまして少しご説明させていただきます。

あのポンプ場の役目につきましては、新町川をきれいにするために吉野川の、これは

あそこですから塩水ですけども、その水をどちらかといいますと引き潮のときに、満潮でしたら逆に下流から上流の方へ上がっていきますので、干潮のときに強制的に吉野川の方の水を新町川に組み入れます。そして、新町川の水を浄化するという役目で現在、全部で1秒間に12m³の流量をくみ上げているというようなものでございます。

○ファシリテータ

はい。

○参加者（Gさん）

その水をくまないと水が流れなくなったというのは、昔とどこが変わったんでしょうか。水の量が一緒なのに、私があそこでボートに乗っていたときは、引き潮も満ち潮も十分な水が流れて、むしろ川底が砂地だったです。いつ泳いでもきれいな砂地だったので、それが水が流れなくなったというのは、どういう理由で流れなくなったんでしょうかね。

上流から来る水が減ったのならわかるんですが。それと分水も増えたんならわかるんですが。それが増えてないのになぜ。

○ファシリテータ

その理由がということですね。

○参加者（Gさん）

はい。

○ファシリテータ

はい、ではお願いいたします。

○河川管理者

昔と今現在も新町川樋門の大きさは一緒でございますので、吉野川本川から新町川の方に流れる水の量については昔から変わっておりません。

ただ当時は、新町川がかなり汚れていたというのがありますから、そのとき以上に吉野川からの水を多くして新町川の水をきれいにすると、そういうために設置されたものでございます。水の量についての変化というものはございません。

○参加者（Gさん）

今非常に汚れていたという話でございましたけど、水の量の変化がないんですと、そういう水の流れがあったらいつもきれいなはずなんです。

というのは私、子供の時代は新町川で大きく育ったんですが、むしろ中州のところに集積船が毎日入りまして、2回も3回も砂を採取して沖洲の沖に放りに行ったぐらい水が流

れておりましたので、その川が狭くなったとか広がったとかいう問題はないんです。

ただし埋め立てして川幅が狭くなったという事実はありますが、水が入ってくる水門の大きさは一緒です。吉野川の幅も一緒です。それなのに変わってきたというのは、ちょっとおかしいと思うんですが。

○ファシリテータ

若干補足を事務局、お願いいたします。

○河川管理者

ご説明させてもらいます。当時、水が汚くなりましたのは、本来川はそういったものを浄化する機能を持っておりますが、川が持つ浄化機能以上に例えば生活用水でありましたりとか、流域から出てくる汚水、そういったものによって川は水質がよくなっていったということがあるものですから、少しその浄化作業をプラスアルファ追加することという目的で、水の先ほど言いました1秒間に12m³の水をくみ上げまして流れをつくったというのが現状でございます。

○ファシリテータ

ありがとうございました。ちょうど今、時間が来ました。実はほかもそうでした。ちょっとだけ利水に対してご質問されるという方、お手をお挙げください。何名ぐらいいらっしゃいますかね。4名の方ですね。わかりました。人数だけ確認させていただきます。

ちょっと今、ぶっ通しで1時間半来ました。今、4時20分でございます、10分間休憩をさせていただきます。後ほど環境、維持管理、その他というふうにまいりたいと思います。

10分間休憩いたします。

〔午後 4時20分 休憩〕

〔午後 4時29分 再開〕

議事 (4)

1) 質疑応答・意見交換

○ファシリテータ

それでは、再開をしたいと思います。

今3つ目が終わったところですが、今ちょうど時間としては4時半でございます。お約束は6時までということですので、あとちょうど30分ずつとっていきたいと思います。環境関係ですね、行きたいと思いますが。環境関係、では早速行きます。環境関係についてご質問、ご意見おありの方、挙手をお願いしたいと思います。環境関係、今入りました。

どうぞ。

マイクをお願いします。お名前とおところをお願いします。

○参加者（Kさん）

徳島市のKと申します。環境のことで、多自然型工法であるとかミチゲーション処置を講ずるということが書いてあるんですけども、この最初のところに「必要に応じて」というて書いてあるんですけども、この「必要に応じて」というのはどういう必要があるときか、ちょっと教えていただきたいと。

○ファシリテータ

今ご質問が、多自然型あるいはミチゲーションというときに、文章の中に「必要に応じて」という箇所があると、それについてお教えくださいということです。お願いいたします。

○河川管理者

山地でございます。必要に応じてというのは、すべてを多自然川づくりということでは少し無理なところもあるということでございます。もう少し具体的に申し上げますと、やはり水あたりの強いといったところについては、多自然川づくりでは非常に構造上弱い部分もありますので、構造的にですね。やはり、そういったものができるような場所という意味で、そういうふうな書き方をさせていただいております。

○ファシリテータ

今いかがでしょうか。どうぞ。

○参加者（Kさん）

今回の新河川法というのに改正になっての整備計画づくりということなんですけれども、例えば多自然型とかミチゲーション処置とかそういうことが大きなテーマになって、従来の今までやってきた川の整備と、この整備計画が皆の了承を得て通った後の、何が変わるのかというようなことを、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○ファシリテータ

最後のところ、もう一度ちょっと。

○参加者（Kさん）

従来の、今まで、ずっと今も工事を行われると思うんですけど、今行われている工事とこの整備計画が決まった後の工事で、多自然型であるとか環境に配慮したというところがどう変わるのかということをごちょっと教えていただきたいと。

○ファシリテータ

どう現地が変わっていくのかということですか。お願いします。

○河川管理者

多自然川づくりは、そもそも多自然型川づくりというふうに「型」がついておったのですけれども、これは平成3年当時から、そういった、ただコンクリートで川をつくっていくのではなくて、そういう多自然、少しでも自然的な要素が取り入れられる部分はそういう整備といいますか、護岸をやるところでも整備をしていこうということで、ここ10何年やってきたわけでございます。

ちょうど今整備計画とたまたま同じ時期になりましたけれども、新たに多自然川づくりという考え方が、今までの多自然型川づくりといういろんな事例を踏まえまして、一つの方向性といいますか、考え方というのが示されたところでございます。そういった一つの考え方が示された上で、ちょうど時期的に一緒になりましたけれども、この整備計画の中でも、言葉としては多自然川づくりといったことで書かせていただいております、それは別に考え方のまた文章があるんですけれども、そういったものを基本に今後河川工事にも取り組んでいきたいと。

従いまして、極力今までとどこがということでございますけれども、1つはそういった多自然的な要素を取り入れてやっていく工事の箇所も増えてくるだろうし。もう1点、私がお説明した中では、やはりどんな多自然工法で行くのかといった部分についても、学識者の方とかあるいは住民の方にもご意見を伺いながら決めていきたいと。そういった仕組みづくりはまだできておりませんが、そういったことも検討していきたいということでご説明をさせていただきました。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Nさん）

今の質問に関連するんですが。

○ファシリテータ

もう一度、おところ、お名前をお願いします。

○参加者（Nさん）

徳島市のNと申します。このミチゲーションというお話ですが、一応この回答の中では、工事を実施する際に再度そういったことを検討させていただきますと、そして必要に応じ

てミチゲーション処置をさせていただきますというような内容かと思いますが、実はミチゲーション、工事をする際、本来計画をする時点でそういった調査をしてミチゲーション。いわゆる、要は私が言いたいのは、計画の変更という、いわゆる環境調査をしたときに、それが非常に調子が悪いとか幾つかの懸念材料が出てくる、そうしたときに計画の変更があり得るのかどうかと。そういったことを次のこの計画の段階で、いわゆる本来のこれからの計画のあり方を問うならば、そういったことがあっていいのではないかと考えるんですが、国交省のお考えとしましては、いわゆる本当に工事を実施する際に、そういうことを検討して、できればミチゲーションをやりましょうと。つまり、計画自身に対してのいわゆる変更とか、そういったことは範疇にないのかどうか、そのあたりをちょっとお聞きしたいということと。

もう1つ、歴史文化というところが、ちょっと私のまだ理解であれかもしれませんが、いわゆる線で消されているように見えるんですけども、そのあたり。これは、ちょっと私はよく見てないからそういうことなのかもしれませんが、歴史文化というのは、本当に時間の継続性というのは、地域にとってとても大事なことですから、そこら辺のところをちょっとご説明していただきたいという点です。

○ファシリテータ

Nさんから2点ですね。ミチゲーションというのがありますけども、工事段階からのミチゲーションということに受け取られるんですけどもということで、計画段階のミチゲーションがないかというふうなことです。これについては、計画段階のミチゲーションで、もしかしたらその結果によって工事を取りやめるということもないかというふうな趣旨だったかと思います。これが1点です。

もう1点は、確認ができてませんでしたけどもということですが、歴史文化という言葉が消されているように思ったので、ちょっと説明をいただきたいと、この2点でございます。

○河川管理者

山地でございます。消されているということ、今おそらく考え方の67ページ、68ページを見られておるのでしょうか。

○ファシリテータ

素案の方でしょうか。

○河川管理者

いや、考え方です。

○ファシリテータ

考え方の67、8ページ。

○河川管理者

そこに見ますと、67ページの一番下の方の行は消されておりますが、下の方、その次のページには生きておまして。これは文章を変えただけで、歴史と景観が消されておりますけど、その前についておりますので、ちょっと文章のくだけを変えただけでございます。

それと、初めのご質問でございますけれども、工事をやる際のミチゲーションというか、環境の考え方でございますけれども、工事の際ということを言われましたけれども、うちの方も工事に入る前に工事が予定されている箇所の環境的な調査は行います。それと、環境の中でも説明はしてきておりますけれども、河川水辺の国勢調査に基づいた河川環境情報図というのもつくっております。そういったものを河川の工事を計画する際に活用いたしまして、工事をやる場所について何か環境に配慮しなければいけないところがあるのか、ないのか。まずそこら辺を実際の調査と、それからこれまで積み上げてきたデータに基づく、そういう環境情報図というのをもちまして検討しております。その中で工事の計画をつくっております。

今言われましたように、もしそこに例えば何か希少種がおるとか、保全しなければいけないものがあるといった場合には、当然、これも説明の中で、いろいろ配慮しているという部分もご説明させていただきましたけれども、今後ともそういう考え方に変わりはございません。

○ファシリテータ

はい、どうぞ。

○参加者（Nさん）

そうしましたら、当然、国交省の方は事前によくその辺を調査されるということなんでしょうけれども、実際そこでの主体は国交省の計画されている方だけというふうにしかな聞こえてこないわけですね。そしたら、国交省は全くお間違えがないと。ただ、私はこのところで懸念をしたいのは、地域の住民の方々、それから専門の方々がいざなとさまざまに心配されること、気づくことがいっぱいあるかと思うんですね。そうしたときに計画に、やっぱり計画の段階で、やはりそこら辺の方々が入って、やっぱり検討するということが初めてクロスチェックができるかと思うわけなんですね。

そうしないと、一旦計画して工事しようとしたときに、実は別の観点からたくさん出たときに、そこではもうほとんど計画に反映しようがないと。私が言いたいのは、ミチゲーションとかそういう伝統工法とかの選択のときにも、やはり専門部会みたいなものとか、そういった関係地域住民の方々がやっぱり計画に参加することによりまして、より密度の濃いものができるのではないかなと思うわけです。そこら辺のことを、こういった整備計画を考えられるときに、制度と仕組みとして、そういったことができるような仕組みというのを、やはり文言のところに書いておいていただきたいというのがこちらの希望です。

○ファシリテータ

今ミチゲーション、歴史文化について、地域住民の方とかあるいは専門家の方が参画できるような仕組みというものを、この素案修正の中に書いてもらえないかということでした。事務局の方、お願いいたします。

○河川管理者

それらにつきましては、また整理させてご回答させていただきます。

○ファシリテータ

どうぞ。後ろの方、女性の方ですね。その次、前の方へ行きます。ちょっとお待ちくださいね。

○参加者（Pさん）

徳島市のPと申します。今環境のお話の返答の中で、環境情報調査というのでしょうか。何ておっしゃいましたか。何かおっしゃいましたね。やってますというので。

○ファシリテータ

環境情報調査。

○河川管理者

河川環境情報図です。

○参加者（Pさん）

河川環境情報図ですね。今の回答によりまして、いろいろされる場合に、環境の面について、情報とかそのことを調べてますというふうなおっしゃり方だったかとお聞きしましたが。そうしますと、これの60ページ、環境3。

○ファシリテータ

どちらの方の。2冊ありますので。意見のまとめの方ですか。

○参加者（Pさん）

意見の方です。

○ファシリテータ

意見のまとめです。考え方、60ページ。

○参加者（Pさん）

60ページの方に、四国地方整備局の考え方のところでしょうか。中ほどに「過去と現在では河川を取り巻く自然環境」云々かんぬんで、「河川環境の関係を正確に把握することは現時点では困難であると考えています。また、これまで実施されている」というような言葉で、今までの環境調査のデータもないし、これからそういうふうに取り組むのも難しいので、困難であると考えておりますというふうなお考えをお書きになっていますが、実際にそういう状況の中で調査されたり、そういうシステムをお持ちなのであれば、今までも環境の調査をお持ちであるかもしれないし、これからもそういう環境に対しての調査とか、関わる公共事業に対する環境の調査も、十分そういうシステムができる状態であるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

もしなければ、この際にそういうシステムをきちっと、今Nさんもおっしゃいましたが、確立されるべきではないかと思います。

○ファシリテータ

ありがとうございました。お願いいたします。

○河川管理者

山地でございます。今言われました60ページのお話は、河川の環境目標となる指標の設定についてというテーマでございます。従いまして、ちょっと今私がお伺いした中では、先ほどご質問のありました意味とは少し意味合いが違っていると思っております。

先ほどのところは、具体的に工事の箇所を、何か工事をするときに事前に計画を立てるだろうから、その環境について検討する場があればいいのではないですかというご質問なので、それはまたどういった形にするかお答えをさせていただきますけれども。今ご指摘になられた文章のところは、これは大きく言えば吉野川全体の環境を保全していくために、どんな指標がいいのかといった大変大きな問題だと思っております。そういった中で議論するような大きな問題についてのデータ、情報とかというものは、調査をやっているのだけど、まだ十分なデータがないので、なかなかそういった指標が決めにくいと。今のところはですね。

それと、つけ加えて申し上げれば、そういったことは十分私たちも、指標としてはあ

った方がいいという認識は持っておりますので、ご説明の中で申し上げましたとおり、今後検討していきたいということでご説明をしたつもりです。

○ファシリテータ

いいですか。ちょっと、こちらの方から当てさせていただきたいと思いますので。今質問されたPさん、よろしいですか。では、ちょっと私の方から当てさせていただきたい。あとお二人、手が挙がっていましたので、この方とそちらの方、今お二人ですのでちょっとお待ちください。

どうぞ。おところとお名前をいただきたいと思います。

○参加者（Cさん）

徳島市のCと申します。ここを主として、吉野川に関して建設省さんが19回の勉強会を開催していただきました。そのときに質問させていただいたんですが、川の中に大きな木が随分生えておるんですが、これは建設省さんとしてはどのようにお考えですかとお聞きしましたら、担当の方が、これは美的な感覚と受けとめる人もあるので一概に言えませんというお返事をいただきました。

しかし、それであれば、あんた、河川の管理官じゃなしに森林管理官としてのご意見じゃないですか。河畔林となればともかくとして、川の中に大きな木がいっぱい生えている。私は中流域に育った者なんですけれども、昭和54年7月1日の早明浦ダム、それから池田ダムが完成してこの方、どんどん木が増えております。これを、本当にそのように今も解釈を持っておられるのかどうか。河畔林でなしに、河川の本流の中にそういう木が生えておることは、邪魔物でないかと私は思うんですけれども、そのお考えは今もお変わりはありませんかということ。ここで19回ありましたんです、そのときのお答え。以上です。

○ファシリテータ

ご質問は、勉強会があったと、そのときの考え方と変わりはありませんかというふうなことです。ある意味で、川の中の木の取り扱いについてのご質問でございます。

○河川管理者

山地でございます。今ご質問と申しますか、ご意見がございましたけれども、川の中の大きく育った木につきましては、当然、今回の整備計画の中でも善入寺島の周りとか、堆砂もございますけれども、木も大きくなっていると。そういったところにつきましては、川の水の流れを阻害するものでございますから、当然そういったところについては切っていくということにしております。

また、それ以外に環境の面でも、シナダレスズメガヤのところでも少しご説明しているし、整備計画の中にも書いておりますけど、大きいヤナギが育つことによってシナダレスズメガヤという外来種が繁茂するとか、違った観点からも悪さをしているという部分もございますので、そういった部分については、対策を今後やっていきたいというふうに書いているところでございます。

○ファシリテータ

今の方、よろしいですかね。

そしたら順番があって、こちらの方お願いします。

○参加者（Jさん）

藍住町のJと申します。先ほどミチゲーションについての話だったんですけども、環境-8で、こちらの意見の方の66ページになるんですけども。

○ファシリテータ

環境8、意見の66ページですね、ミチゲーション。

○参加者（Jさん）

ミチゲーションの考え方に関してなんですけれども、今後行われている工事にミチゲーションを実施することなんですけれども、そのミチゲーションという考え方からいくと、これから行われていく工事だけでは、ミチゲーションというのは完成していかないんじゃないかなというふうに思います。

これまで国交省が主体となって行われてきた工事に関しても、今思うと必要なかった部分であったりとか、改善していける部分とか、再自然化できるものというものがあるのではないかというふうに考えますので、ミチゲーションを行うというのであれば、今まで行われてきた工事、伝統工法も含めて分析評価して、今後の工事に生かしていけるように、そういう過去の部分もこの整備計画の中に盛り込んでほしいというふうに思います。

○ファシリテータ

ご意見は、過去に終わった工事についても、ミチゲーションの観点から検討をしていく必要があるんじゃないかというふうなことです。いかがでしょうか。今後だけじゃなくて過去においたものも、そういった観点で確認しておく必要があるんじゃないかと。

○河川管理者

山地でございます。今後においてはそういうことで書かせていただいておりますし、それから、これまでにやってきた工事につきましては、やはり河川法の話もありまして、以

前はそういう環境分野も入ってなかったということで、おっしゃるとおり環境に配慮されていない状態で工事がされているという部分もあるのは事実でございます。

今、今後取り組んでいかなければいけないメニューというのが、ご承知のようにたくさんの中にもございます。従いまして、できているところにつきましては、今後点検等をして、そして傷んできたといった補修をかけていかなどいかなどきに、せざるを得ないのかなど。今後たくさんやることがございますので、まずそういったところから取り組んでいきたいというふうに思っております。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。

○参加者（Jさん）

伝統工法と呼ばれている工事があると思うんですけども、昔の方が石とか木を積んでですね。そういうものに対しての評価というものは、何かこの整備計画の中には盛り込まれないんですかね。

○ファシリテータ

伝統工法の評価が盛り込まれないかということです。

○河川管理者

山地でございます。ちょっと伝統工法の評価という意味が、ちょっと余り漠然としておってわからないのですけれども。

○ファシリテータ

では、もう一度ちょっとご質問をお願いします。

○参加者（Jさん）

このミチゲーションという考え方と同じと思うのですけれども、過去に行われてきたものをどう評価しているかということですね。

○参加者（Oさん）

ファシリテータにお願いします。私語がありまして、今質問している人の声が聞こえないんです。ですから、私語をしている人は質問があるんでしたら、そのときに手を挙げて、挙手してファシリテータの方に依頼したらいかがでしょうか。その点、注意をお願いいたします。

○ファシリテータ

わかりました。ありがとうございます。今ご質問されている方がいらっしゃいます。ち

よっと私語の方は謹んでください。お願いします。

では、お願いいたします。今のミチゲーション、伝統工法の評価についてちょっと今ありました。もう一度ちょっと伝統工法の評価についてのご質問をお願いいたします。

○参加者（Jさん）

ちょっと私自身も、漠然としてわかりにくいかなと思ったので。伝統工法と呼ばれているもの、その区分というのはありますか。今、近代になってコンクリートを使って行われている工事との、伝統工法というものとの、そちらが考えておられる区分というのは何かありますか。

○ファシリテータ

区分ですか。

○河川管理者

ちょっとこの場でははっきりお答えはしにくいんですけども。

ただ、ちょっと私の個人的な考え方といいますか、思っていることは、伝統的な工法というのは、いろいろ考え方はあると思いますけれども、まず材料とか工法とか、一般的に伝統的な工法というのは、以前にも例えば水制を石でつくりとか、いろいろほかに木材を使った工法とか、沈床ブロックとか粗朶沈床とかいろいろありますけれども、そういうものは、伝統工法といいますか、昔から使われていたんですね。江戸時代とか、そういった時代から使われていた工法だと思っております。

ミチゲーションとの関係ということでございますけれども、ミチゲーションというのは、いわゆる環境にそれぞれ配慮した対応をとっていくというのがミチゲーションでございまして、それは伝統工法を使ってミチゲーションをやれる場所もあるでしょうし、それから当然最近いろんな材料等もできてきていますので、そういった材料を使って環境に配慮した構造にすることも可能だと思っております。

従いまして、どちらを使うかというような議論も、先ほど少し、では環境の面も含めて、そういうようなみんなが考えるような仕組みといいますか、場ですか、そういったものをつくってほしいという意見もございましたので、その点については、また先ほどご回答しましたように、あらためて回答させていただきます。

○ファシリテータ

後ろの方、挙がっていましたので、一番後ろの女性の方お願いします。おとところと名前をちょうだいしたいと思います。

○参加者（Qさん）

徳島市のQと申します。先ほどの副所長さんが、吉野川の汽水域とか、それから吉野川のデータが少ないというふうに言われていたのは、私はちょっと耳を疑いました。実は、吉野川は汽水域は特にデータが日本では多分随一番のデータを持つところと。だから、吉野川がこの河川整備計画の中で環境の具体的な問題の計画を盛り込まずして、どこが盛り込むかというのが、全国的な注目のところですよ。

私は汽水域、汽水域と申し上げるのは、第十堰から河口までの汽水域というのは、きっと日本で最大の規模を持つと思います。それは国土交通省も十分ご認識かと思いますが、その汽水域は流域全体の顔、そこで汽水域を見れば、流域全体の吉野川の例えば汽水域の大きさだったり、環境のすばらしさだったりというのは、吉野川の顔であるというふうに思っているんです。だから、その汽水域は、幸いにも第十堰の環境調査というのは、多分、情報公開していただいたんですけど、きっと日本で最大のデータ量を持つと思います。

だから、そういうデータを、やはり税金を無駄にせずに、具体的に保全目標を盛り込んでいただきたいと。幸いにも新河川法で治水、利水、環境というのが、Lさんも先ほどから治水、利水、環境というのは全部つながっているんだよ、環境は大事なんだよというふうにおっしゃってくださったので、私もそれは後押しされて、そういうふうな話をさせていただくんですけど。

この環境は、今まで私はこういう場で、ほかの用事とかが重なってなかなか出られなかったんですけど、パブリックコメントで環境で随分出されている方がいらっしゃると思ったんです。これを見せていただいたら何か白い部分がものすごく多くて、ほとんど「努めます」という言葉で全部結ばれていると思うんですけど。これは、白い部分というのは、これから検討していますよと、検討の余地があるよというふうな国土交通省のそういう意思表示なんじゃないでしょうか。

これだけの意見があるにもかかわらず、データもたくさんあるにもかかわらず、具体的な保全目標がほとんど盛り込まれてないというのは、やっぱり期待していた分、ものすごく残念なので、学識者会議の中でも、もっと環境保全目標というのは具体的なアクションを書くべきだというご意見は多かったかと思うんです。

そういうのでは、もっと環境の保全目標というのは時間をかけて、いろんな方の意見を聞いて、大所高所というような、そういうふうなところだけではない仕組みとか、それから具体的な案をやっぱり期待するところです。それは何度も言いますが、この吉野川が

やらずしてどこがやるのかというふうなところを、私は強くお願いしたいと思います。

○ファシリテータ

ありがとうございます。大きく3点でしょうかね。景観もですね。今ご質問、ご意見は吉野川の汽水域は最も日本でデータが多いところではないか、これが1点。それから、そういったデータの多さを含めて素案ができるのではないか、これが2点目。それから3点目は、そういったつくり方の話がございました。これについて事務局の方からお願いします。

○河川管理者

山地でございます。今ご質問といいますかご意見がございましたように、吉野川の河口の汽水域はたくさんのデータがあるということについては私も認識をしております。

ただ、私が先ほどご説明いたしましたのは、吉野川全体の指標とか目標をつくる時に、汽水域だけの話をしたのではございません。やはりご要望といいますかご意見というのは、吉野川全体にわたって、吉野川全体の区間をどうしていくのか、そのために環境をどうしていくのかというのを、いろいろ意見の中で出ているというふうに認識をしております。

従いまして、おっしゃられるように汽水域、特に干潟の周りはいろいろ橋がかかったり、いろいろありましたので環境調査が十分にやられている、あるいは今現在モニタリングもやられているということは十分承知しております。そういった面ではデータはございますけれども、あそこの部分だけ指標を決めたらよいのかという話にはならないと思っております。それは先ほど言いましたように、吉野川の今とりあえず整備計画区間につきまして、どういうふうにそういうものを決めていったらいいのかというところを、やはりこれから決めていかなければいけないのではないかなということ、皆さんも言われていると思っております。そういう意味で、環境目標については、全体から見ればまだ環境データは少ないということのご説明にさせていただいておりました。

目標を決めるかどうかについて、必要かどうかについては、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。我々も認識をしておりますので、そういう方向で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それと、白い部分というふうに言われましたけど、それはどういう意味でございましょうか。回答の部分ですか。

○ファシリテータ

はい。もうちょっと書いてくださいというふうな意味ですね。

○河川管理者

それも、先ほど回答の書き方についてというご質問がございましたので、次回のときに回答と一緒にさせていただきたいと思います。

○ファシリテータ

時間が来ましたので、済みません。ちょっと一応30分をちょっと超えたところですので、ご質問のある方お手をお挙げください。人数だけちょっと数えます。

○参加者（Qさん）

済みません。……。

○参加者（Kさん）

ちょっと、ファシリテータが意見を変えてしまった……、……。

○ファシリテータ

では、ちょっと私が間違ったところだけのコメントだけお伺いしますので、Qさん、お願いします。それで、一応環境の方を閉じたいと思います。

○参加者（Qさん）

済みません。副所長さんが多分私がお願いしたことを誤解されているかと思うので、すごく心配だったので。

汽水域というのだけの保全目標をやってくださいというふうにお願ひしたのではなくて、当然川というのは上流から下流まであって、それでその中でのつながりがあるということなので。だから、汽水域だけ大事なので、そこの計画を盛り込んでくださいという話ではなくて、流量の話もそうです。後でまたご質問させていただきたいと思うんですけど、上から下につながって海に注いでいるというのが川なので。だから、何も汽水域、汽水域ということだけではございませんので。そういう意味でも注目度は高いということです。済みません。

○ファシリテータ

ちょっと、そこでさせてください。それでは、コメントをいただいたということで入れておきます。

維持管理の方へ行きたいと思いますので、今から30分とりたいと思います。維持管理関係、樋門であるとかポンプであるとか。はい、どうぞ。お名前をいただきます。

○参加者（Eさん）

徳島のEです。初めにお聞きしておきたいんですが、これは何分ぐらい。1分でしょう

か、2分でしょうか。短いというのはわからないんですよ。1分とか2分の間に、というのはどっちにでも合うんですよ、10秒でも3分でも、どちらでしょうか。

○ファシリテータ

3分以内ぐらいで。

○参加者（Eさん）

わかりました。それ以内で。今ありました維持管理の中で、特に情報の関係で、国土交通省さんにこれはお願いをしておきたいと思います。平成16年の23号台風だったと思うんですが、あのときはかなり大きい台風であり、雨量の多かった台風ですが、私たちから見ると非常に危険度の高まった台風では実はなかったわけですね。

そのときに、実は12時30分に私は徳島の駅前のホテルを出て、しらさぎ台の方へ向かったんですね。今これちょっと話は前後しますが、なぜしらさぎ台の話をするかといいますと、徳島市の広域避難場所の中にしらさぎ台が実は入っておるわけでございます。あと低い町に何か所かありますけれども、一番高い位置はしらさぎ台の広域避難場所でございますので、ものすごく大きい台風が来て逃げる場合は、やはり高いところに逃げた方が、皆さんの人間の心理じゃないかと思います。

そこで、駅前からしらさぎ台まで行く時間が通常は30分でございます。ところが、当日は6時間半かかったんですね。これは、もしそのときに避難勧告などが出ていたとしたならば、皆さんそれと逃げていきますから大変な混雑になるんですが、平成16年のときはそんなものは出てませんから、通常の台風ですからだれも逃げてない、通常の通行量なんです。

そのときになぜ6時間半かかったかと申しますと、いわゆる内水面の水位が上がってきまして、12時30分にホテルを出て文化の森まで20分もかかりません。来たときには、これもとめられているんですね。道が浸ってますから。これはだめだと思って、今度は地藏越えしようと思ったら、またちょっとしばらく行ったら、これは浸っておって通行どめなんですね。それでいろいろ消防等に聞いて、どこかしらさぎ台へ行く道はないかと聞いてみますと、名東回りに行ったら行けるよと言うから、私は市内を一生懸命走って、実は名東の3丁目まで行ったら、ここも全部とめられているんですね、内水面で。

これはもうしょうがないわと思って、また文化の森の方へ帰って、野宿でもしようかなと思いながら帰ってくる途中、また携帯が入りまして、今なら今度は鮎喰川の北側を通って一宮へ出て、しらさぎへ逆に戻っていけば行けますよということで、やっとそのコー

スをたどったんですが、問題はどこでひっかかったかと申しますと、鮎喰の信号なんですよ。どっちから行っても鮎喰の信号が上流にも行けない、ここの、なぜかと言いますと、当時ここも内水面で道が通れなくなっているんですね。ですから、ひょっとしたら行けるかなと思って行ったのが鮎喰川の北側の信号ですね、これはもう全然動けないんですよ。ただ信号だけが青になり赤になり、むなしく点滅するだけなんですよ。たくさんの警察の方が来てますけど、実はどうしようもないんですね。もう車が信号で駆け込んでしまうと、これは本当にどうしようもないということを実感したんですよ。

ですから、私はあれをじっと辛抱しながら見て、これがもし堤防が切れたよと、危険だから皆さん逃げなさいという状況のときになったとしたなら、これは本当に、私は死んでしまうと思ったんですね。車が動けないんですから。そのときになると、もし非常に危険で堤防が切れたときは、市内のあちこちを内水面がどんどん上がっている状況ですからね。だから、そういうときに、私は最も逃げやすい道を早く皆さんにお知らせいただくということが、減災につながるんじゃないかということ、3年前の台風で実感したわけですよ。

その点、避難勧告を出される場合でも、少なくとも1日ぐらい前に出さんと、寸前になって出したら、これは大混乱に陥るだけだということを私は身をもって体験しましたので、国土交通省の皆さんに、そういうときはぜひ早目早目に出していただけることをお願いしておきたいと思います。以上でございます。まだちょっと時間があります。

○ファシリテータ

ありがとうございました。今のは、お願いというふうなコメントでよろしいでしょうか。わかりました。

維持管理、ほかいかがでございましょうか。どうぞ。

○参加者（Rさん）

本籍阿波町、現住所徳島市のRです。ちょっと場違いな質問になるかも知れませんが、2つあります。

1つは、御存じのように悲しい阿波人の歴史ですが、川島町から、農地がない、土地がないということで北海道に、仁木町という町に集団移住した幕末明治の歴史があります。それで、実は吉野川の流域、私は阿波町ですからもともとよくわかりますが、農地転用可能な、優良農地になりそうな河川敷がかなりあるんですが、十分活用されていないと思っております。それで、専業農家もたくさんおられますので、現在の吉野川流域の河川敷の

中で農地として利用可能なところが何%あるのか、それと有効利用する計画があるのかどうか、あるのなら教えてください。それが1つ。

もう1点は、吉野川水系ですけど、新町川の上流に田宮川というのがありますが、川島病院から上流が田宮川です。加茂名中学のあたりまでずっと、袋井用水までありますが、その両脇が3、4mずつ昔の河川敷というか土手というか、それがもう不法占拠されて、要するにこの辺で言う取り込まれているというか、ニワトリ小屋にしたり駐車場にしたり、物干しざおにしたり、ひどいところはフェンスでシャットアウトしたりですね。一番ひどいところは、例の三井紙器とか城北眼科のあたりの周辺が一番ひどいんですが、ぜひ県や市に、私どもも申し入れておりますが、県や市に言っていただいて、きちっと境界を画定し、遊歩道として活用するとか、桜を植えるとかヤナギを植えるとか決めて、ぜひその点をご確認、指導していただきたいと思っています。その2つに対するご返事をお願いします。

○ファシリテータ

わかりました、2点ですね。川の中に、農地転用可能な河川敷はどのぐらいありますでしょうかというふうなことが1点。もう1点が、吉野川の支流の田宮川について、この両脇が今は取り込まれていると、こういったものを境界を画定して、きちんと対応してほしいと、この2点でございます。

○河川管理者

徳島河川国道事務所、河川占用調整課の中村でございます。お答えさせていただきます。今現在、河川敷、いわゆる堤防敷と言われるところと、中州、善入寺島のようなところ、この2カ所のところで、いろいろと耕作地という形で、河川占用権という形で皆さんに耕作していただいている事実はございます。現在、その面積というのが耕作地、畑、採草地も含めて、おおよそ7万平米ほどございます。

ただ、これは現在の新河川法の以前に占用許可を出したものでございまして、現在は基本としまして耕作地については新規の占用というものを認めておりません。理由といたしましては、堤防等の河川管理施設の方に影響がないような形でお願いしているというような状況で認めていないということでございます。

どれほど有効利用されているかというのについては、ちょっと手元に資料がございませんので何とも言えないのですけれども、今後耕作地というような形ではちょっとご利用の方はなかなか難しい、できないというのがお答えでございます。

もう1点、田宮川の不法占拠の件でございますけれども、こちらの方は県管理になっておりまして、ちょっとこちらの方で把握しておりませんので、また県の方と連携しまして、後で場所を詳しく教えていただければ連絡させていただきたいと思います。対処したいと思います。よろしく申し上げます。

○ファシリテータ

では、今の件は後ほど確認させていただくということでよろしいですかね。

どうぞ。

○参加者（Iさん）

徳島市から参りましたIと申します。座って失礼します。維持管理の18番なんですけれども、「水質の保全について」です。柳瀬ダムや早明浦ダムで水質が悪くなってきているということで、BODもCODも環境基準以内ではあるが、赤潮が発生しているような状況を、これが水質悪化の原因を説明してくれということに対して、考え方が示されておられませんけれども、その対応についてお聞きしたいと思います。

それと、もう1点はダムの堆砂についてですけれども、堆砂も問題ない程度だということですが、これからは、でもやっていかなければならないというような考え方を示されていますけれども、堆砂量については誤差などが主な原因ではないかというような考え方を示されていますけれども、これはただの誤差の範囲ということではなくて、やはり森林の荒廃による流出ということが考えられると思うんですけれども、ここのご見解についてもお聞かせいただきたいと思います。

○ファシリテータ

今2点ありました。水質悪化の原因についてどう考えるか、それからダムの堆砂量について森林関係の影響をどう考えるかというふうなところでございます。

○河川管理者

吉野川ダム統合管理事務所長の岡崎でございます。ただいまのご質問、2点ございましたけれども、後の方からちょっとご説明します。堆砂量についてでございますが、堆砂量について誤差という話がございますが、堆砂量は毎年測定しております。徐々に大体増えていくのが一般的な傾向なんです、時々下がったりする場合があります。それにつきましては、測量をする場合に、貯水池の上で船を浮かべて超音波を出して、深さを計ってやりますので、ちょっと角度がずれたり、風でちょっと流されたりしたら、ちょっと断面が変わって来たりしまして、その辺で誤差が出てくるということで、誤差というふうな表現

をさせていただいておりますが。

ただ堆砂が、やはり一応堆砂量というのをダムではあらかじめ見込んでおまして、その中におさまるようなことでといいますけれども、ただ毎年毎年やはり堆砂というのは入ってくるものでございますので、将来的にそういう問題が起こらないように、毎年土砂を外に持ち出すようなことをやり始めております。

例えば柳瀬ダムでございますけれども、ここは堆砂が進んでおりますが、そのたまった土砂を取り出して、例えば四国中央市の方に持って行って、農地の客土とかそういうものに利用したりするようなことをやっております。各ダムにつきましても、そういうような対応をさせていただいております。

それと水質でございますが、質問の中に言えない原因は何かということで、こういう回答をさせていただいておりますが、一応貯水池の大体CODという形で測定しております。各環境基準というのが決まっております。環境基準内でおさまっておりますので、とりあえず水質につきましては監視をしていきたいということで書いておりますが、赤潮が発生しております。それは当然発生しておりますので、ただ赤潮が発生して特段今問題が出ておるといふことではございませんので、これにつきましても景観とかいろいろございますので、これについては引き続いて監視をしていくということで記載させていただいております。以上でございます。

○ファシリテータ

どうぞ、Iさんお願いします。

○参加者（Iさん）

ダムの堆砂についてからお答えいただいたんですけれども、対策として土砂の持ち出しをされているということですが、たまったから持ち出すというのでは、もうずっとこれは対策が、それが持ち出せばいいというものではなくて、これにもやっぱり税金がかかるわけですから、流入をとめるという観点からも、森林からの流入をとめるという観点から森林対策ということも、やはりこれも明記してやる必要があるかと思えます。というのも、森林の土砂の流出については、手入れがされないと裸地の地点よりも土砂が流出するというようなデータも出始めているので、そこのところのご検証もお済みでしょうか。それを素案に入れるべきではないかと考えますけれども、重ねてお伺いしたいと思います。

それともう1点、水質なんですけれども、赤潮は影響がないからといって、やはり見た目でもとても景観に配慮しているというような状況ではないと思えますので、やはり原因

究明をしていただきたいと思いますけれども、原因究明もされる予定なのか、ちょっと2点お伺いしたいと思います。

○ファシリテータ

今の確認ですね。1点目が土砂の流入について、森林対策等々の検証がされていますかどうかという点と、それとこういったものを素案に入れていただきたいと思います。2点目が、水質について原因究明をされる予定があるのかというふうなことでございます。

○河川管理者

森林対策につきましては、土砂の流入対策ということで、ダムの実業の中で、周辺の裸地の部分についてはグリーンベルトということで植栽もして、裸地を覆うようなこともやっております。ただ、上流の全体の森林につきましては、先ほどからご説明させていただいていますように、森林局と連携をするというところで、それはもう何回もなりますので、そういったところでご理解をいただきたいというふうに思います。

それと赤潮ですね。赤潮について、なかなかその原因が、今環境基準は満足しているというふうに話をさせてもらいましたけれども、原因がなかなかわかりにくいというところがございまして、例えば上流で何か汚水が出ておるとか、富栄養化が著しいものがあるとか、そういった関係がなかなか把握できてないものですから。というか、そういうものがなかなか入ってきておるからどうだというような原因究明というのが、なかなか難しいといえますか、できないということで。これから、もし何か問題が出てくるということであれば、原因等については検討していく必要があるかと思っておりますけれども、今のところはとりあえず監視していくということでございます。

○ファシリテータ

どうぞ。

○参加者（Iさん）

土砂の流入なんですけれども、森林部局と連携はされるということは何度もお伺いしていますけれども、データの的にも裸地にグリーンベルトをされるとおっしゃっていますけれども、裸地よりも流出が多いというようなデータも出始めているので、それをぜひ把握をされるべきだと思うし、それを計画に含めるべきだと思いますけれども。入ってきたものをどけるだけを延々続けるというのでは、いつまでたってもこれは税金を使っていく一方なので、やはりこここのところの流域管理という点でも、やはりこここのところ、土砂の流入のところをとめていただかない限りは、なかなか計画にはならないかと思っておりますけれども。

ここを連携するというのではなくて、積極的に連携した後データとして含めるというような記載にならないものか。

それと、赤潮が発生して原因がわからないけれども、何かあったら対策するというのでは、やはりダムの水質についてはかなりデリケートな問題なので、原因究明できないというのではなくて、はっきりしていただきたいと思います。これは要望で構いません。よろしくをお願いします。

○ファシリテータ

今2点要望がございました。維持管理について、ほかはいかがでしょうか。どうぞ、ほかの方。

○参加者（Sさん）

徳島のSと申します。水質の保全について特に国交省の方をお願いしたいと思います。水というのは私たちの毎日の飲み水にもなるし、農業用水にもなるし、その中でとれた川魚ですね、いろんな漁業から得られるものを私たちも食べて、すごく私たちの生命に関係があると思います。

それで、この91ページに国交省が書かれているように、「吉野川は良好な水環境を有する河川であり、多種多様な動植物が生息・生育するとともに、その流水は水道用水や灌漑用水等に利用されるなど」と、ずっとすごく吉野川の水が良好になっていることを書いてくれているんですけど。というのは、私たちの祖先がいろいろ工夫して、この水を守ってきたと思うんですね。そういう伝統工法をやっぱりもっと過去の歴史に学んでいただいて、どンドンとコンクリートとかそういうのではなくて、どうしてこういうふうになら良質の水が守れたかと、そういう過去の歴史で、もう少し学んでいただきたいと思いません。

21世紀というのは水の世紀と言われているんですね。地球の中で本当にきれいな雨水というのはすごく価値がある時代になります。それは、せっかく過去の徳島に住んで祖先が守ってくれた水を汚さないように、私たちの生命のためにも、これを学んで、こういう河道の維持管理をするにも活かしてほしいと思います。よろしくをお願いします。

○ファシリテータ

今2点いただきました。大きくは、水が良好な点が祖先が守ってこられたと。1点が伝統工法ということでございますが、これは先ほど既に回答されておりますので一応省略させていただきますまして、後半の水を汚さないようにというふうなことのご要望でございます

が、そういった面での整備計画への取り組み方についてお願いいたします。水を汚さないようにというふうな観点から。

○河川管理者

山地でございます。水を汚さない、水質を良好に今後も保っていかなければいけないという認識は同じでございます。1つは、我々河川工事をやる時も、汚濁防止フェンス等を張ったり、川の中には極力水をにごさないようにとかといった配慮はしているところがございます。今言われたのはもう少し大きい観点だと思いますけれども、水質の維持、あるいはよくするということにつきましては、我々だけでというのはなかなかできない部分もがございます。そういった面から、水質をよくしようとか、いわゆる環境面も、当然水質も環境面に含めてでございますけれども、対外的にも声をかけていたり、一緒に連携してやれることはやっていきたいというふうに考えてございます。

○ファシリテータ

よろしいでしょうか。どうぞ。

○参加者（Tさん）

徳島市のTと申します。先ほどの赤潮のことなんですけれども、赤潮のことに対して、現状では維持しているので、そのとき汚染されるかどうかわかりませんが、そういう状況になったとき初めて対策を考えようというようにおっしゃったのかなというふうに理解いたしました。

ちょっと話は変わるんですけど、私が昭和40年代の前半に初めて徳島市に来たときに、まず徳島市で海に赤潮が浮いてきたということで大事件のように扱われて、そのときにたしかハマチとかそういうものが大分やられたというようなニュースを聞きまして、私は都会から来ましたから非常に驚きまして、海というものはいつもきれいなものだと思って、川もきれいなものだと思っていたんですけど、その自分の無知な認識にちょっと恥じたことがございます。

そういうことを考えていきますと、今度、川にも赤潮が起きているということですので、もっと具体的に、きちんとそれこそ徳島、国交省からの方はきちんと予算をとって、具体的にそれに関して研究をして、データを出すぐらいの意欲を持ってやるべきではないだろうかと思います。せっかく皆さんがここに何十人か集まって、日曜日だということに来ていらっしゃると思います。そういう意欲を持ってやるのであれば、そちらの方にも予算をつけて、そしてきちんと徹底した赤潮対策をしていく。そうすることによって、住民からの意

見があって、これをちゃんと実行したよという、1つくらいはそういうものがあったいいのではないのでしょうか。いつでもいつでも聞きおけばっかりで、上からこういうことをします、これに対してどうですかではなくて、下からちゃんとボトムアップして行って、下からの意見を聞いてそれを使っていく、そういうように世の中というのはこれから変わっていくだろうし、変わらざるを得ないのではないかと思いますので、その辺のところはいかがでしょうか。

○ファシリテータ

ありがとうございます。大きく2点になったかと思いますが、1点目は赤潮に関する取り組みについての再確認要望と、もう1点がこういった会に出た提案をぜひこの会の成果として取り上げてもらえないだろうという点だったと思います。

まず、前半は先ほどありましたので、もし補足がありましたらお願いしたいと思いで、今2点ありましたので、お願いいたします。

○河川管理者

赤潮の件でございますけれども、いわゆるペリディニウムというものでございまして、それによって具体的に、当然私どもはいつもダム監視をしておりますので、どういった状況で発生しているかというのはわかっております。現在発生しているのはペリディニウムという分でございます、特段利水とかそういったものに障害が出るようなものではございませんので、当面は監視しておくということでございます。

そういった何か問題が出ないように、出ないようにといいますか、そういったことがないように十分監視、とりあえずは監視していきたいということでございまして、何もほったらかしにして、そのままというわけではございませんので、そういった意味でもここに一応赤潮の発生というのも書かせていただいております。

○ファシリテータ

済みません。あと、もうこれでほぼ時間は終わりですので、どうぞ。

○参加者（Tさん）

徳島市の下流のところではシジミとかアオノリ、それこそそういうものがとれると思うんです。そういうものには影響はないのでしょうか。その辺のところはもう確認されていらっしゃるんでしょうか。私は全く無知でございますので教えてください。

○ファシリテータ

赤潮がシジミなどに影響はありませんかというふうなところです。

○河川管理者

特段、シジミとかどうかというのはあれですけど、ダムで発生している赤潮は淡水で発生する赤潮でございますので、ちょっと海と汽水域で発生しておるものとは、ちょっと私は同じものかどうかというのはわかりませんが、ちょっとそういうコメントしか、今のところはできません。

○ファシリテータ

ちょうど今30分来ましたので、大変恐縮でございます。

○参加者（Gさん）

最後をお願いします。

○ファシリテータ

あとその他の方がいますので、その他の方でお願いをしたいと思います。維持管理の方で。

○参加者（Gさん）

維持管理で手を挙げておるんですが。

○ファシリテータ

一応、あと維持管理の方でお手をお挙げの方、今1名いらっしゃいますが、ほかいかがでしょうか。3名、わかりました。大変恐縮です。ちょっとご辛抱いただきたいと思いません。維持管理で3名いらっしゃいます。

今5時半になりました。今から30分間はその他へ行きたいと思いましたが、その他については今までの中で大きく何点か出ていますが、まずこの方を先にいかせていただきます。この中で第十堰の是非についてのご意見がありますが、これはちょっと割愛させていただきますと思います。

まず、それ以外ですが、まず最初に徳島市のCさんとお読みしますか。第1回のこの意見を聴く会の状況ですが、第1回目その後の状況を話していただきたいと。今日は第2回となっているが、前回長々と話し合いをした、ほとんど回答がなかった、今日今やっているような会ですけれども、第2回の問いに対する答えは聞きおく会になっているのではないかとあります。まず、これについて事務局の方から、今日この第2回をやっていると、聞きおく会ではないかというふうな意見ですが、まずお願いをしたいと思います。どうぞ。

○河川管理者

河川計画課長をしております館と申します。よろしく申し上げます。この会の進め方についてだと思うのですけれども、冒頭に山地副所長の方から説明いたしましたけれども、まずは1回目は我々の方でお示しした素案に対しての説明をするのと、それに対して意見を伺ったというのがメインの部分だったと思います。そこで出た意見に関しましては、まさにそれをお返しするというのと、お返しした内容についてさらに意見をいただくというのが第2回目の位置づけでございます。まさにいただいた意見と、それに対して我々はどう考えるかということについては、お手元にあります四国地整の考えという資料ですね。

「【素案】に係る『ご意見・ご質問』に対する四国地方整備局の考え方について」という資料をまとめまして、それをお示ししているということでございますので、基本的にはそういった形で、前回の意見についてもお答えしているという進め方をしております。

○ファシリテータ

先にちょっとこちらの方へ行きまして、後から皆さんにお伺いしますね。

もう1点行きますね。徳島市のDさん、第十堰の審議会に出たが、あれは何だったのか、今日もそうだと思う、今回の住民の会の意見をまとめなければ意味がない、まとめられないならやめた方がいい。これについて、まとめというのは、この意見のまとめあるいは反映ということですから。

○河川管理者

河川計画課長の館でございます。ちょっとまとめという意味が、いろいろな意味があると思うのですけれども、まずこの会を進めていく中での最終の目的は、吉野川の河川整備計画をつくるということでありますので、現在1回目をやって、2回目を進めているところですが、こういったことを繰り返している中で、意見をうまく反映して、最終的には整備計画という形で取りまとめるというのが基本的な流れだと思っております。

あと、ちょっとまとめという意味で、もっと細かい意味でどういった意見が出たかということ、そういったことを分類整理してまとめているのかということにとると、そういったことに関しては、先ほど言いましたように四国地方整備局の考え方ということで、いただいたご意見を分類とか整理をして、論点みたいなところを明確にするために、表という形でまとめてお示ししているという状況でございます。

○ファシリテータ

あとTさんからも同じようなご質問で、その場限りのことばかり、みんなにわからせてから意見を聴くようになっているというふうなものがありました。あと2つございます

が、このご意見については、可動堰工事には反対ですというようなご意見と、それから固定堰は安全というふうな、こういったご意見があります。これはちょっと割愛させていただきたいと思いますが、まず、その他でございますが、ご意見いただきたいと思います。

どうぞ一番最初に。もう一度お名前をいただきたいと思います。

○参加者（Hさん）

徳島市のHです。ちょっと覚えておいてくださいね、2回も言わせんと。最初に言うたように、3つほど私は質問したんです。建設省に答えてもらうべく問題ですね。例えば平成16年10月20日の台風、あのときに岩津で1万6,400m³という水が毎秒流れたと。今度堤防がない地域に築堤をしたときに、遊水地帯から川の本流に水がどれだけの量が流れるか、その上にプラスになる。

それと、もう1つ、上流のダムがね、早明浦とか池田ダムが水がなかったと、あのときちょうど幸いにしてね。それが例えば満水になって、築堤ができて、そして同じような台風、平成16年に来た台風の1万6,400m³/sが流れた場合に、今流量の説明が書いてあるのを見たら、1秒間に1万9,400m³の水は流れるけども、それ以上の水が流れたら危険であるという説明を受けたわけだけど、一般的な、うわさで3,000ぐらい増えるんじゃないかと、3,000m³/sぐらいね。そうすると、若干この1万9,400m³/s以上の水が流れると。

そのときに、第十堰を言うなというんだけど、10年前には1万9,000m³/sの水が流れた場合第十堰近辺で堤防が破壊するというおそれが十分にあるというので、可動堰に固定堰を変えるということで、建設省なり県なり流域の市町村長さんも全会一致で決めて、いよいよ工事をするという段階になっておったんだけど、住民投票の結果、それをやめてしまったということは、あのとき言いよったやつが間違っていたのかどうかね。1万9,000m³/s流れたら破堤するかもわからん、それから固定堰を置いた場合に、押し上げの水量が、80cmから1mぐらいの押し上げで水位が上がると、あれがあるために、そういうことを言っていたわけですよ。それは実験したデータも踏まえてね。

そのときに、それをあれだけ危険だと言っておって、それを何もせんと10年放置して、その間に気象状況はどんどん悪くなってくる。集中豪雨がどんどん、去年は宮崎県とか東北でかつてない大雨が降ったわけですよ。ということは、そういうふうな状況を踏まえて、完全に100%安全なことにはできないと、人間でね。しかし、できるだけ現在できる安全な方法をとらないといかんと思うんですよ。ここでね、その流量が幾らになるのかね、築堤ができたとき。それとダムが満水だったときに、この間と同じ台風が来たとき、岩津の水

量が今1万6,400m³/s だったけども、どれだけ増えるかということ質問したんです、第一に。そしたら、治水のときに答えると言うて何も言わんの。

あんたも、私、それとこれのやり方な。コモンズやら置いて、通訳みたいに。昔の殿さんに住民が訴えた場合に、そのときにはそんなんがおって、そしてそれを通じて殿の側に話をすると、こういうふうな会のやり方、通訳は日本語やさかいに要らんとと思う。こんだけようけ人おるんだから。この中でしたらね、できるんです。これこそ非常に無駄なことをやっていると思う。これは私の意見。以上です。質問は3つやけどね。水量を答えてくださいな。以上。

○ファシリテータ

3つですね。1つが流量の話、1つは第十堰の話、3つ目が進行役の話ですね。1つ目については、平成16年の台風のとくに池田のダムが空であったというふうなことで、そのときはまだ堤防ができてないから、そういうときに、もし満水であって、堤防ができたならどうなるのかという流量的な懸念、まずここからお願いします。どれだけ増えるかというふうなことですが、これがもしおわかりだったら、事務局の方へ、お願いいたします。

○河川管理者

徳島河川国道事務所、河川調査課長の赤澤と申します。よろしく申し上げます。台風23号、平成16年10月20日の洪水の流量の件ということでご質問いただいたと思います。その件についてご説明させていただきます。修正素案の方の54ページ

○参加者（Hさん）

1万6,400m³/s はわかっとなるねん。そやさかい、この上にな、満水であって、築堤ができて、本川へ流れる水が増えるわけですよ。上流の築堤をすれば、遊水地がなくなったら、川を皆流れるわけです。そのときどれだけ増えるかということ、同じ台風が来たとき。

○河川管理者

1万6,400m³/s、これが実績でありまして、54ページを若干見ていただけたらと思うんですけども。

○ファシリテータ

どちらの54ページですか。

○河川管理者

修正素案の54ページでございます。この雨が、仮に今、早明浦とかそういうダムがなかったとしたら、ここで書いていますのは1万9,400m³/s の流域から出てきた総量がありま

したよということなんです。それで、上流の現状のダムで $2,800\text{m}^3/\text{s}$ をカットして、それで築堤ができたという状況を加味して計算し直してみると $1万6,600\text{m}^3/\text{s}$ 、ですから、もともとからいくと $200\text{m}^3/\text{s}$ 増えるということでございます。

○参加者（Hさん）

どこのダムでこれだけ、 $1万9,200\text{m}^3/\text{s}$ のやつが、これだけ確保できるんですか。水量を流さへんように。

○ファシリテータ

発言はちょっとマイクを持って。ほかの方が聞こえませんので。

○参加者（Hさん）

今おっしゃっておったのは $1万9,000$ 幾らでしょう、流れるのが、築堤ができて、渇水の状態、ダムがないと仮定したときにね。

○河川管理者

ダムがないと仮定したときですね。

○参加者（Hさん）

ないと仮定したら $1万9,600\text{m}^3/\text{s}$ だと今おっしゃったでしょう。ところが、それがどこかダムか何か知らんけど、どこかで、要するにその方の水を下流域に流さないようにするというのは、どこでどうするんですか。

○河川管理者

早明浦ダム等の現状のダムで調節をすると $1万6,600\text{m}^3/\text{s}$ になると。

○参加者（Hさん）

そやから、これが満水だった場合どうする。

○河川管理者

満水か満水でないかというのは、ダムの方は $9,000$ 万 m^3/s という治水の専用に使う容量というのをいつも確保しているんです。それを使って計算した。実際、それとは別に、利水に使う容量というのも持っている。その部分が状況によっては増えたり減ったりはするんだけど、もともとの $9,000$ 万 m^3/s という量は、これは治水用に使う量。その量でカットすると $1万6,600\text{m}^3/\text{s}$ になりますよと。

○参加者（Hさん）

そしたら、 $9,000$ 万 m^3/s は常時たまるように、要するに放流して、それだけの容量のものを置いとくというわけやな。上流のダムで。

○河川管理者

はい。そこは、治水の専用で置いてあるということです。

○参加者（Hさん）

置いておくんやね。その場合に、例えば岩津から下流域の堤防の1万6,400m³/sということは、1万6,400m³/sですか、重量にすれば。それだけの重量の水が堤防に加圧するわけですよ。その堤防の強度というのは、私が聞いたのは砂地もあれば、粘土質もあれば、岩石もあると。だから、長い堤防の間に、堤防が耐圧する耐水圧力ですね、水に耐える力、これは一定じゃないと思うんです。その弱い地域で、一番弱い地域で1万6,600m³/sの水が流れても大丈夫だということなんやね。

○ファシリテータ

今ちょっとまた質問が来ましたが、先ほど流量の話があって、流量はもうそれでよろしいですか。最初、ご質問が3つある中で。

○参加者（Hさん）

ああ、流量は。ここの流量はわかった。

○ファシリテータ

いいですか。

○参加者（Hさん）

このときにね、堤防の強度。

○ファシリテータ

では、それが流れて。

○参加者（Hさん）

通訳要らんわ。じかに聞く方が早い。

○ファシリテータ

いやいや、それはちょっとまずいので1回戻させてください。やっぱりほかの方もいらっしやいますのでね。

○参加者（Hさん）

堤防の強度。

○ファシリテータ

それだけ水が流れて堤防の強度が大丈夫ですかというご質問ですね。お願いいたします。

○河川管理者

同じく赤澤です。よろしくお願いします。その件に関しまして、吉野川の下流の堤防というのは、非常に古い時代からつくっているということがありまして、今でも洪水が来ると、漏水とか堤防の前が掘れた侵食みたいなことはやっぱり起こるんです。それに対する対策として、修正素案の66ページのところをごらんいただけたらと思うんですけども、やはり地盤が、透水係数が高いところもあり、周りの土、古いやつを使って堤防をつくっていることもありということがありますので、その部分について確実にすべく定量的に評価をさせていただいて、危ないというところについては、67ページの黄色と赤の部分、この部分については66ページに書いておりますような漏水対策工法をいうのを、要は堤防の補強をきちんとやって、その部分に問題がないようにしようということで、その部分については修正素案に書かせていただいているということです。

○参加者（Hさん）

要するに、弱いところはそういう防水対策をして強くして、それだけの1万6,400m³/s ぐらいの水が流れても大丈夫だということですね。大丈夫だということですね、今おっしゃっておったのは。

○ファシリテータ

安全かどうかというふうなご質問ですね。

○参加者（Hさん）

いや、堤防が破堤するかどうか心配なんです。それを聞いとるわけ。

○河川管理者

その部分について、下流の堤防の強度が不足する部分については、完全な形にすべく事業をやりますよと言っているわけです。

○参加者（Hさん）

早急にやるんやね、それは。私が心配しとるのは、今年の10月の台風が、かつてないようなごつい雨が降るんじゃないかというおそれがあるんですよ。年々雨が降る量が増えるからね。今の計画では、平成16年の台風、10月20日か、それが1万6,400m³/s がピークであると、それには耐えられるけど、それが例えば300m³/s の水量が増えた場合には、増える可能性はあると思う、1割や2割はね。この最近の気象の状況を見たら、だんだん悪くなっているということを見ると、大丈夫かという心配があるわけです。

特に第十の固定堰の周辺は押し上げがあるために、大体80cmから1m上がるんでしょう。押し上げで、水位が。その場合に1万6,400m³/s やつたらもつけども、1万6,400m³/s を

ちょっと超えたらあのあたりで切れると。切れた場合に、これは見たら南岸と北岸とは堤防の強度が同じだと。我々が聞いておるのは、殿さんがおって南側は切れんようにしてある、切れるのは北の方が切れる、北を弱うにしとるとかいうて、うわさで聞いたことはあるけどもやね、それはないようですけどね。

いずれにしても、切れた場合、ものすごい被害が出ると思うんですね。そのおそれがないかどうか、安全だったら我々は安心して暮らせるわけですよ。そこらの第十堰の押し上げだとか、そういうふうな非常に危険な箇所がどのようになるのか、これから1万6,400m³/sならいけるけども、それが今年の10月に、例えば2割やったら3,000m³/sですか、増えた場合に、どないなるんやということなんですが、いかがでしょうか。

○ファシリテータ

ちょうど実は治水のときに超過洪水量に対する話がありまして、そのコメントが当初出ておりました。もう1つ増えたということですので、もう一度今確認をお願いしたいと思います。

○参加者（Hさん）

そやけど、計画水量以上が流れたときは危ない。

○河川管理者

多分、堤防の安全度という話をすごく気にされていると思うのですが、御存じのように堤防というのは江戸時代とか昔から、積み上げ、積み上げしてつくってきたもので、中も正直言って均一でもないし、どこにどうなっているかわからない部分もあるということで、実際洪水が起こったときなんかは漏水が発生したりするということで、果たして完全に安全かということ、100%安全ということ、言い切れるかというのは、すごく難しい構造物であることは確かだと思います。

ただ、だからといって、ではわからないからほっておけばいいという話ではなくて、極力やっぱりわかる範囲で努力をして、どこが危ないかというのをちゃんと把握した上で対策をとっていかうというのが、今回ここに載せていただいている漏水対策ということで、ですので、一律のやり方を、極力今のできる範囲でわかるだけのデータを、例えばボーリングを掘って堤防の中を見るとか、そういったことをした上で安全度を評価して、相対的に危ないというようなところから順位をつけて、漏水対策という工事をやっております。漏水対策というのは、例えば堤防を厚くしたりとか水が通りにくくするようなものをつくったりとか、そういったことをやっているということです。

ただ、先ほど言いましたけども、やっぱり堤防というのはそういう不確実な部分は必ず残る部分なので、では100%やったから安全かと問われると、それはどうしても、多分永遠に言い切れない部分が残ると思います。ただ、ここで言いたいのは、だからといってやらないというわけではなくて、少しでもそれを安全にするようにやっていって努力しているということだと思しますので、よろしくお願いします。

○参加者（Hさん）

100%は求めへんけどね。生活しておって、降水量がとにかくこの間の台風以上にあった場合に、危険だと言うて逃げないといかんわけですよ、我々ね。その判断をするのに、まず1万6,400m³/s ぐらいの雨量で、あの当時の雨量ぐらいだったら心配ないということで、自分で判断できるわけですよ。まあ心配ないとおっしゃるのやから、100%とは言わんけども、危険水域だなと思ったら逃げないかんのですな。連絡、そこらの分岐点、どのデータで、どう個人として判断するかや。

○ファシリテータ

Hさん、先ほどの堤防の話はよろしいですか。最初の流量の話と堤防の話はよろしいですか。

○参加者（Hさん）

堤防の話や、これは。あんた、よう聞かないかんわ、堤防の話をしとるんだよ、これは。

○ファシリテータ

いやいや、ちょっと話がどんどん拡大していってますので、確認をちょっと。ほかの方もいらっしゃいますので。ちょっと今Hさんと事務局側の話になっているので、ちょっとそれはやめてください。

最初のご質問はあと2つあって、今の流量の話と堤防の話が追加されて、当初は第十堰付近の話のご質問があって、あと今日の進行の話がありました。

○参加者（Hさん）

進行は、まあそれは意見だけやな。しよんのにやな、自分の感情を言うただけでやな、せっかく偉い人も皆こうやってしよるのやけん、私はしよるやつを感じを言うただけでな。

○ファシリテータ

感じをですな。

○参加者（Hさん）

感じをな。そんな通訳でそんなんせな、日本語で話すのにやな、近くでおるしな。

○ファシリテータ

Hさん、ちょっともう大分時間がなくなりましたので、ちょっとほかの人のご意見をちょうだいしたいと思いますので。

どうぞ、おひとり。お名前をいただきます。

○参加者（Rさん）

徳島市のRです。また場違いな質問になりますが、穴吹川という川、四国一の清流という川があります。それから貞光川という非常にきれいな、私はこの流域の1町村で七、八年住んでいました、小学校を出ていますが。実は、この流域はほとんど工場もありません。人口も1町村1万人おりましたが、今1,500人、あと2、3年で1,000人を切るでしょう。そういうところに、実は水が非常にきれいなところなんです、いわゆる今から私はダムをつくれとは言っておらんです。堰堤といいまして、ダムと堰の間ぐらいの中間の堰堤というのが、小さいのがいっぱいあったんですよ。今は古くなって、堰堤はほとんど見かけませんが、貞光川と穴吹川の水利用計画というか、小さな堰堤をつくる計画はないのかということ。

なぜかといいますと、例の高松が毎年また水不足になる。それは予定の3倍も、皆さんが大量にトイレで3回も水を流すものですからね、水不足になっているということで、実は穴吹川から脇町の奥の夏子ダムに一遍ためて高松に送るということは、おそらく予算と技術的なことを含めて、予算があれば可能だと思いますが、貞光川、穴吹川の水利用計画の将来計画を教えてください。

○ファシリテータ

吉野川の支川ということになりますけども、貞光川、穴吹川のそういった計画ですね、おわかりになれば。

○河川管理者

失礼します。徳島県で参事をしております佐和と申します。今穴吹川、貞光川の水利用計画はないかというご質問でございますけど。現在、私の方は、当然利水ダムというのは、基本的に言えば、治水ダムは当然安心安全のために、穴吹川、貞光川とも県下の河川でございますので、県の方がそういうふうな施設をつくれますけど。一般的に利水ダムの場合は、利用される方が基本的に建設するというのが利水ダムでございます、私の方では今現在そういうふうな施設計画があると、県の方であるという情報は得ておりませんので、

今これ以上はわかりませんので、よろしく申し上げます。

○ファシリテータ

計画はないというふうなことです。堰堤ですね。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○参加者（Iさん）

徳島市のIです。運営についてなんですけれども、前日も発言しましたけれども、今度私も全然質問ができない箇所が何か所がありまして、全般についても、治水についても、環境についても発言できないところがありまして、到底時間が足りないということが1点と。

それと、やはり議論を深めるためには学識者の方にも入っていただいて、専門的に分野ごとに運営をしていくべきではないか、それに対して国交省もそこで深めていかないと、これを延々と何回も回数を重ねて、全部に出席することというのはかなり不可能になってきますので、やはりもう少し専門会議みたいなことをしっかり深めていかないと、今日の運営に関してはほとんど全部の方が不満を持っておられたと思いますし、この形そのものですね、ファシリテータを介しての形そのものにも不満が出ているようですので、これは再考の必要があるかと思えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○ファシリテータ

運営についてのご意見でございます。1つは時間が足りない、あるいはテーマという意味でしょうか、こういったこと。ファシリテータを介する方式についてということでございます。

現在コモンズはこの進行の役割でございまして、こういった決定権は私どもは持っておりませんので、事務局へ話を振りますけれども、会の時間、それからテーマ決め、それからファシリテータ形式というふうなことについて、ご意見コメントをいただきたいと思えます。お願いします。

○河川管理者

意見をいただくという進め方についてだと思えますけれども、まず時間がないということですね、その辺は我々としても進めていく中でそういう状況があれば、適切に判断して対応していきたいというふうに考えております。

それから、進め方で、もっと改善の余地があるのではないかとこのところだと思えますけれども、まずこれは前も申し上げましたけれども、今回やっぱり吉野川というのは幅

広くいろんな地域もあるということで、それぞれの地域から多様な意見をこういうふうに
いただいていくという考えのもとで、今の意見を聴く会というもの、それから学識者会議
というものを進めているところです。

まだ第1回のところで、我々の方の素案を説明して、意見をいただいたという段階だと
思っております。その段階で、現在どういった意見があったかということを取りまとめて
お示したところですが、その中で1つ思っておるのは、やはりこういった形で幅
広く、それぞれの立場とか地域にいろいろある中を細かく聴いていくという中で、やっぱ
り多様な意見をいただいているのではないかなというふうに思っています。上流の方へ行
けばダムの方の話がありますし、中流に行けば無堤地区の話とかですね、あるいは環境の
話とか、下流へ行けば内水とかですね。そういった形で幅広く聴いて、それぞれ公平に聴
いていくという意味では、今回の、まだ途中の段階ですけども、そういったところではう
まくいっているのではないかなというふうに思っております。

ただ、今後それをどう生かしていくかというのは、まだこれからの宿題だと思ってい
ますけれども、いろいろ今日も進行をする中で、ちょっと不具合があるのではないとか、
非常に厳しい意見もいただいておりますけれども、改善できるところは改善しますけれど
も、基本的にはそういった形で我々としても頑張っってやっていきますので、温かい目で見
てやっていただければと思います。不具合があるのは承知で、それはもう言ういただけ
ればよいと思うのですけれども、改善すべきは改善していきたいと思っておりますので、
よろしく願いいたします。

○ファシリテータ

時間がちょうど30分を過ぎたところです。一応お約束ですね、17時、最大30分ずつと
いうことで、実はもうこれが精いっぱいでした。その他で、あとご発言なさりたい
方、お手をお挙げください。ちょっと人数を書いてください。はい、お手をお下ろしく
ださい。

今それぞれお聞きしました、全部であと32名の方がご発言されたいということでござ
います。ちょっと進行しているのが、大体やると同じ時間がかかります。今日一応ルール
として5時、それが最大マックス1時間延長ということでございましたので、一応コモンズ
進行はここまでにさせていただきました、特にこの後の取り扱いについては私どもは権限
がございませんので、それについては事務局の方から、まずこの会があとどうするのかと
いう方向性はご回答いただきたいと思っております。

1つ、進行コモンズの方から一言コメントを。

○ファシリテータ

各全般から始まりましてその他に至るまで、最後にご発言を希望される方というのを一応挙手いただきました。それだけ、人数は全般のときに4名の方が挙手されていて、治水で3名、利水で4名、環境で6名、維持管理で3名、その他で10名ということですので、一応ちょうど30名の方が発言の機会が得られずにこの会が終わっているという事実だけ、ここで確認しておきたいと思いますので、それを踏まえて事務局の方で、今後どういうふうにされるのかということをご検討、ご回答いただければと思います。

○ファシリテータ

そうしますと、私の方の進行は、まず事務局のこの回答を得るところまでの進行とさせていただきます。

では、この後のこの会の今後についてご返答をお願いしたいと思います。

○河川管理者

徳島河川国道事務所長の佐々木でございます。延長して6時までということで、その間大変貴重な意見を多数いただいたところであります。ただ、今司会の方からご説明がありましたとおり、河川計画全般、治水等々について、またご発言ができなかった方々が多数おられるという状況でございます。ただ、この会議をこの場で今日続けてというのは、いろいろ制約のある方もおられると思いますので、本日の会議はこれまでとさせていただきます。できればちょっとまた別途、日を改めて、今回ご呈示した修正案についてのご意見、ご質問を受ける場を設けたいというふうに思っております。

○ファシリテータ

それは徳島会場の追加開催という意味でございましょうか。

○河川管理者

そうですね、はい。

○ファシリテータ

そうしますと、一応事務局の方からは、今日発言できていない方がいらっしゃるのので、この会の追加開催というふうなことがございました。

一応今日のこの会の進行、一応コモンズはここまでにさせていただきたいと思いますが、今日の進行についてはこのメンバーでやらせていただきました。いろいろ不手際がございましたが、どうもいろいろありがとうございました。（拍手）

それでは、マイクの方を事務局の方にお返ししたいと思います。

○司会

澤田さん、どうもありがとうございました。

皆様、本日は熱心なご意見、誠にありがとうございました。本日いただきましたご意見等は十分に尊重し、今後の吉野川水系河川整備計画にできる限り反映していきたいと考えています。また、本日、配付資料の中に意見記入用紙を準備いたしておりますので、本日も記入の方は受付付近の意見回収箱にご投函ください。それでは、以上をもちまして、第2回吉野川流域住民の意見を聴く会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

[午後 6時 0分 閉会]